

ざま魅力ある学校づくり方針（案）

～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～

令和6年2月

座間市教育委員会

ざま魅力ある学校づくり方針

目 次

第1章 ざま魅力ある学校づくり方針の概要

1. 方針策定の背景と目的 -----	1
2. 方針の位置付け -----	1
3. 方針の期間 -----	2
4. 検討経過 -----	2
(1) 座間市学校施設適正化方針検討委員会	
(2) 座間市立小・中学校の教育環境に関するアンケート	

第2章 学校を取り巻く現状と課題（背景）

1. 施設の状況 -----	4
(1) 学校施設の状況	
(2) 給食室の状況	
(3) 市立プールの状況	
(4) 今後の維持・更新コスト（試算）	
2. 児童生徒数・学級数の動向 -----	9
(1) 市全体の動向	
(2) 中学校区ごとの動向	
(3) 学校別学級数の動向	
3. 一人一人の状況に合った学習 -----	13
(1) 特別支援教育	
(2) 国際教室	
(3) 少人数指導	
(4) 教育支援教室「つばさ」	
4. 学校に関連するコスト（試算） -----	16

第3章 座間市が目指す「魅力ある学校」

1. 国の動向 -----	17
(1) 「令和の日本型学校教育」に求められるもの	
(2) 新しい時代の学びとそれを支える環境整備	
2. 座間市が目指す教育（学校像） -----	19
(1) 第3期座間市教育大綱	
(2) 第2期豊かな心を育むひまわりプラン	

3. 座間市が目指す「魅力ある学校」 -----	21
(1) 「魅力ある学校」とは	
(2) 「魅力ある学校」のイメージ	

第4章 ざま魅力ある学校づくり方針

1. ざま魅力ある学校づくり方針 3つの柱 -----	26
2. 方針実現のための指針・基準 -----	29
(1) 望ましい学校規模	
(2) 望ましい学校配置	
3. 方針実現の方策 -----	34
(1) 望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策	
(2) 学校施設及び運営面での共通課題に対する対応策	

第5章 推進に向けて

1. 今後の取組の進め方 -----	38
2. 部局横断的な連携・推進体制の検討 -----	38
3. 留意事項 -----	39

参考資料

1. 座間市学校施設適正化方針検討委員会について
2. 令和4年度座間市立小・中学校の教育環境に関するアンケート結果
3. 各地区別資料

第1章 ざま魅力ある学校づくり方針の概要

1. 方針策定の背景と目的

本市では、小学校 11 校、中学校 6 校を設置していますが、年少人口の減少傾向に伴い、児童生徒数も減少しています。児童生徒数は、昭和 58 年度（1983 年度）の 1 万 6,555 人をピークに、令和 4 年度（2022 年度）時点では 9,169 人と約 45% 減少している状況です。児童生徒数の減少は地域差が認められ、小学校の児童数では、最も少ない学校と最も多い学校で約 2 倍の違いがあり、12 クラスの学校がある一方、23 クラスの学校も 2 校存在します。

一方で、支援を要する児童生徒については、特別支援学級に在籍する児童生徒数が直近 20 年間で約 3 倍増加、日本語指導が必要な児童生徒も年々増加傾向にあるなど、必要な教職員の増員及び一人一人のニーズに応じたきめ細かい対応が求められています。

また、児童生徒の急増期に整備した学校施設は、最も古い校舎では建築から 60 年が経過しており、経年による老朽化対策が急務となっているほか、校舎や屋内運動場以外にも、給食室の老朽化・狭隘化、老朽化が進んでいる市立プールでの水泳指導の在り方などもあわせて対応を検討する必要があります。加えて、バリアフリー化、脱炭素社会に対応するための施設改修、ＩＣＴを活用した教育の推進等新しい時代に即した学習環境の整備に対応する必要もあることから、今後更なる財政負担が見込まれています。

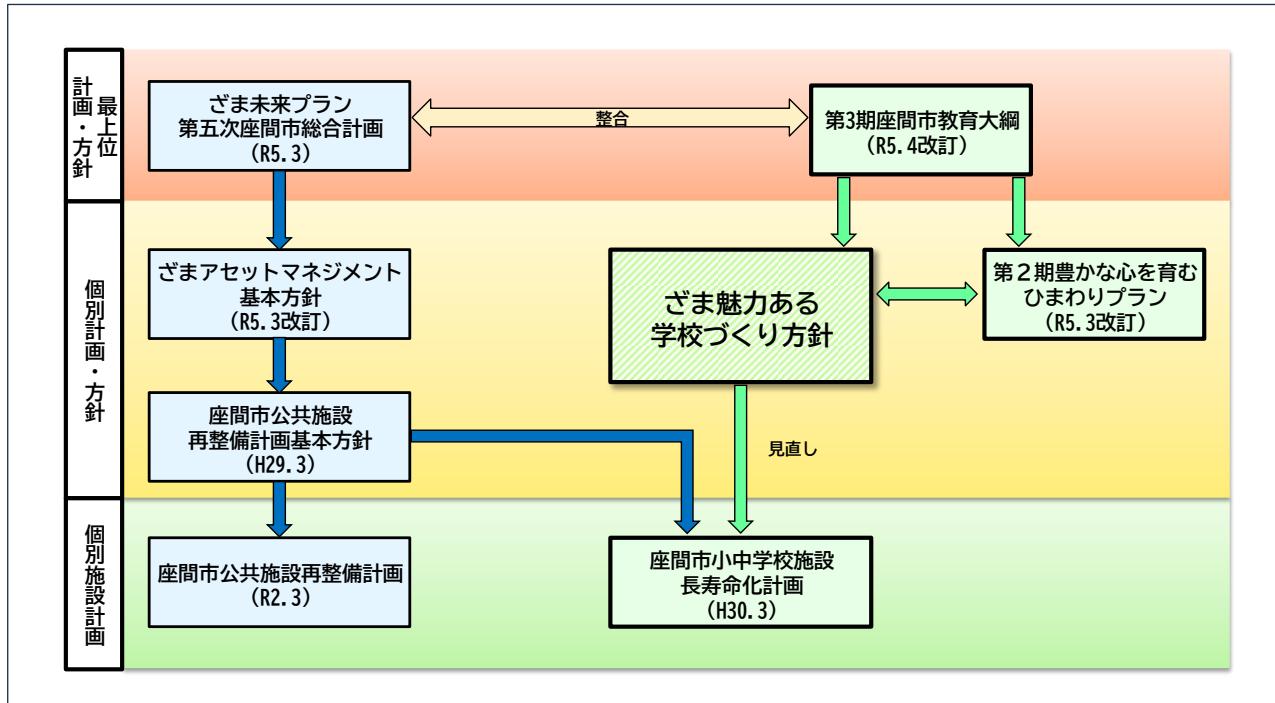
児童生徒の減少と施設の老朽化という実態・課題がある中、本市では、「座間市学校施設適正化方針検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、検討委員会において、学校の適正規模や今後の在り方を考えるだけでなく、これからの中間市の子どもたちにとってより良い学習環境とは何かということについての議論を続けてきました。その中で、児童生徒の減少と施設更新の機会を契機として「この学校ならこんなことができる」「こんなことをやってみたい」と思えるような「魅力ある学校」を目指す、という想いから、本方針の名称を「ざま魅力ある学校づくり方針～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～（以下「本方針」という。）」とすることにしました。

本方針は、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿についての基本的な考え方を整理し、目指すべき姿の実現に向けた中長期的な学校施設等の在り方を示す基本的な方針として策定します。

2. 方針の位置付け

本方針は、本市の教育行政の基本指針である「第3期 座間市教育大綱（令和 5 年 4 月）」や「豊かな心を育むひまわりプラン（令和 5 年度～令和 12 年度版）」、さらに、公共施設の維持管理・保有等の基本方針である「ざましまアセットマネジメント基本方針」や「座間市公共施設再整備計画基本方針」、学校施設の総合的かつ中長期的な整備計画である「座間市小中学校施設長寿命化計画」等と整合させるとともに、本市の次代を担う子どもたちが、望ましい学習環境の中で学び、充実した学校生活が過ごせるよう、将来を見据え目指すべき学校の姿を具現化するものです。

図表 1-1 本方針の位置付け



3. 方針の期間

本方針の期間は、令和6年度（2024年度）から令和25年度（2043年度）までの20年間とします。ただし、児童生徒数・学級数の将来推計を継続的に実施しながら、変化があった場合には柔軟に対応することとします。

4. 検討経過

(1) 座間市学校施設適正化方針検討委員会

本方針は、検討委員会において合計6回の検討を経て策定しました。検討委員会での検討経過は下表のとおりです。

図表 1-2 検討経過

第1回 5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ● 本検討委員会での検討内容について ● 座間市立小・中学校の現状（概要など）
第2回 6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 座間市立小学校の水泳指導で使用するプールについて ● 座間市立小・中学校の給食の在り方について ● 座間市立小・中学校の児童生徒数・学級数の将来予測について ● 座間市立小・中学校の適正規模・適正配置の考え方について
第3回 7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ● 座間市立小・中学校の適正規模・適正配置の考え方について（継続） ● 一人ひとりの状況に合った学習について ● 地域と共にある学校づくりについて
第4回 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの議論のまとめと望ましい学習環境について ● （仮称）ざま魅力ある学校づくり方針骨子（案）について
第5回 11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ● 望ましい学習環境の見える化（案）について ● ざま魅力ある学校づくり方針（素案）について
第6回 2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ● 意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について ● ざま魅力ある学校づくり方針（案）について ● 教育委員会への報告について

(2) 座間市立小・中学校の教育環境に関するアンケート

教育委員会では、令和4年（2022年）10月から11月にかけて、小・中学校の学級数や通学距離、今後の学校の在り方等について、座間市立小学校・中学校の保護者、教職員、学校運営協議会委員及び座間市内の公立保育園・私立保育園・私立幼稚園の保護者を対象とした「座間市立小・中学校の教育環境に関するアンケート」を実施しました。アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

○調査概要

調査対象	・ 保護者 : 座間市立小学校・中学校の保護者 ・ 教職員 : 座間市立小学校・中学校の教職員 ・ 地域 : 学校運営協議会委員 ・ 未就学児保護者 : 座間市内の公立保育園・私立保育園・私立幼稚園の保護者																				
調査期間	・ 保護者・教職員 : 令和4年（2022年）10月31日（月）～11月20日（日） ・ 地域 : 令和4年（2022年）10月28日（金）～11月20日（日） ・ 未就学児保護者 : 令和4年（2022年）10月28日（金）～11月20日（日）																				
調査方法	・ 保護者・教職員 : オンライン調査（LINEによる一斉配信） ・ 地域 : オンライン調査（紙チラシ記載のQRコード読み込み。一部紙） ・ 未就学児保護者 : オンライン調査（紙チラシ記載のQRコード読み込み）																				
配布・回収	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>対象者</th><th>回収数</th><th>回収率</th></tr></thead><tbody><tr><td>保護者</td><td>9,169件</td><td>1,540件</td><td>16.8%</td></tr><tr><td>教職員</td><td>660件</td><td>286件</td><td>43.3%</td></tr><tr><td>地域</td><td>148件</td><td>87件</td><td>58.8%</td></tr><tr><td>未就学児保護者</td><td>3,190件</td><td>565件</td><td>17.7%</td></tr></tbody></table>		対象者	回収数	回収率	保護者	9,169件	1,540件	16.8%	教職員	660件	286件	43.3%	地域	148件	87件	58.8%	未就学児保護者	3,190件	565件	17.7%
	対象者	回収数	回収率																		
保護者	9,169件	1,540件	16.8%																		
教職員	660件	286件	43.3%																		
地域	148件	87件	58.8%																		
未就学児保護者	3,190件	565件	17.7%																		

○主な設問

学校全般について	これからの学校教育で重視して欲しいこと
通学時間について	通学時間・望ましい通学時間の許容範囲
学級数等について	1学級あたりの望ましい人数とその理由 1学年あたりの望ましい学級数とその理由
学区について	学区設定で重要だと思う項目
学校教育、学校施設について	これからの学校教育で重要だと思うもの これからの学校施設で重要だと思う機能
プール施設について	将来的に授業で使用するプール施設について重要だと思うもの
学校給食について	将来的な小学校給食の提供について重要だと思うもの 将来的な中学校給食のあり方

※ アンケートの詳細な設問と回答については、参考資料2「令和4年度座間市立小・中学校の教育環境に関するアンケート結果」で掲載しています。

第2章 学校を取り巻く現状と課題（背景）

1. 施設の状況

（1）学校施設の状況

本市の小学校 11 校・中学校 6 校の総延床面積約 12.7 万m²のうち、倉庫、屋外トイレ等の 200 m²未満の建物を除いた延床面積は約 12.3 万m²です。このうち、85%にあたる約 10.4 万m²は築 40 年を経過しています。建物を 80 年使用する場合には、築 40 年で長寿命化改修を行うのが望ましいとされていますが、85%の施設が既にその時期を経過していることから、全体として老朽化が進行しているといえます。

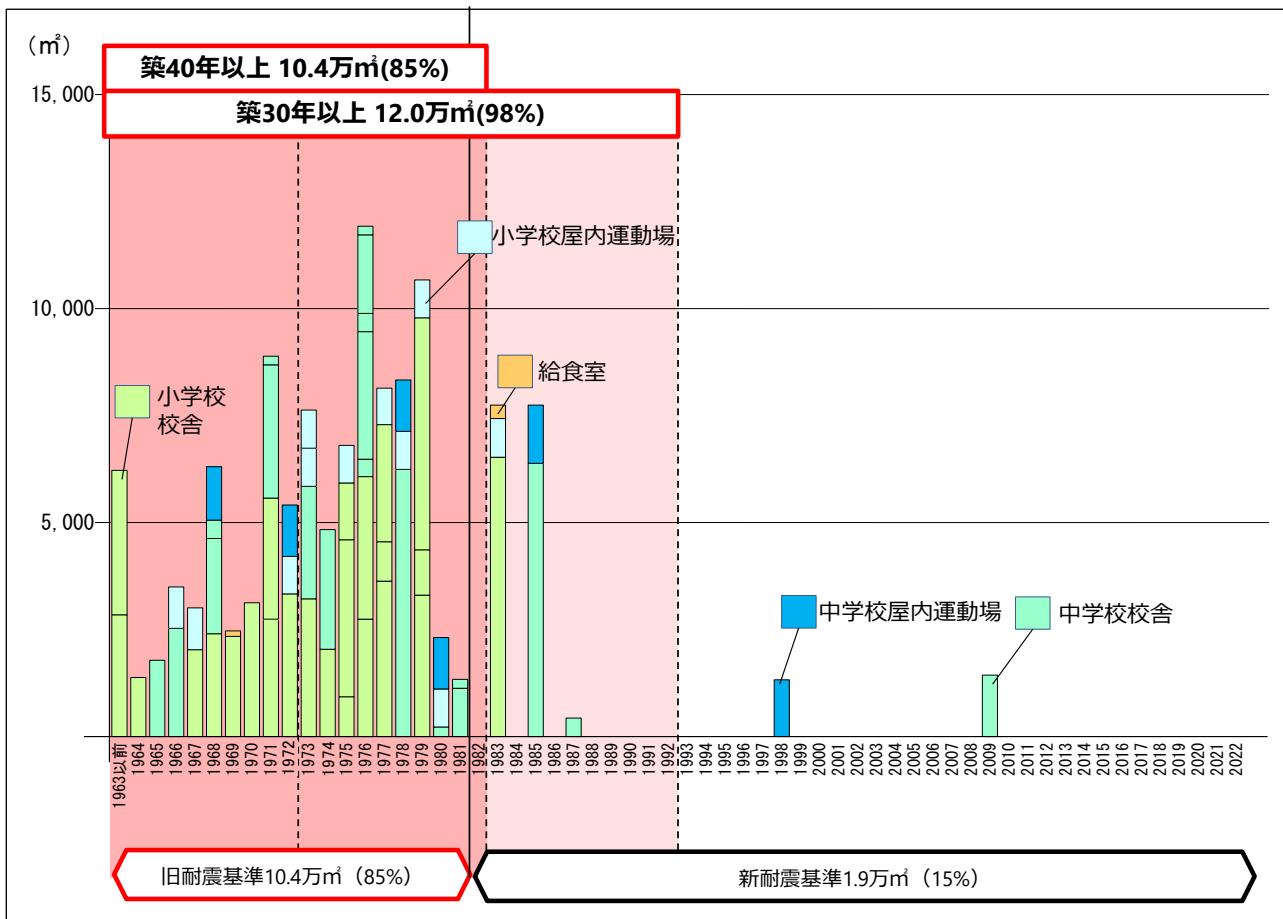
学校別では、小学校は 11 校中 10 校、中学校は 6 校中 5 校が築 40 年を経過しています。また、築 50 年を経過している学校は小学校 6 校、中学校 3 校です。

図表 2-1 学校施設の概要

令和4年（2022年）11月時点

	名称	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)	建設年度	経過年数
1	座間小学校	17,735	6,984	1964	58
2	栗原小学校	17,469	6,840	1962	60
3	相模野小学校	17,901	6,690	1962	60
4	相武台東小学校	18,450	7,093	1970	52
5	ひばりが丘小学校	19,429	7,307	1971	51
6	東原小学校	21,452	8,020	1972	50
7	相模が丘小学校	14,221	6,954	1975	47
8	立野台小学校	14,934	7,205	1976	46
9	入谷小学校	18,182	8,318	1977	45
10	旭小学校	13,779	7,568	1979	43
11	中原小学校	16,211	7,433	1983	39
12	座間中学校	33,278	7,306	1965	57
13	西中学校	22,388	7,398	1966	56
14	東中学校	24,142	7,828	1971	51
15	栗原中学校	25,029	8,391	1976	46
16	相模中学校	22,900	7,560	1978	44
17	南中学校	16,191	7,849	1985	37

図表 2-2 築年別整備状況



※対象建物は、63棟 12.3万m³です。

※旧耐震基準に建築された建物は、全て耐震改修工事を実施済みです。

※グラフ中の区切り線は、棟単位での区切りを表しています。

(2) 給食室の状況

本市の小学校は全校自校方式で、給食室は、ほとんどの学校が校舎建設時に併せて設置されているため、11校中9校で築40年以上が経過しています。また、建設時と比べて厨房機器が増えしており、スペース面でも課題があります。床はウェットシステムですが、現在の学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）では床を濡らさないドライシステムでの調理が望ましいとされているため、極力、床に水を流さないドライ運用で対応しています。こうしたことから、今後施設の更新等の際には、スペースの充実や学校給食衛生管理基準への配慮などの対応が必要になります。

図表2-3 小学校給食室の施設概要

学校名	建設年度	耐震基準	構造	面積 (m ²)	方式	併設・独立	調理室の エアコン設置状況	アレルギー 対応施設
					ドライ・ ウェット			
相模野小学校	1962	旧耐震	RC	109	ウェット	校舎併設	—	無
座間小学校	1969	旧耐震	RC	126	ウェット	独立型	—	無
相武台東小学校	1970	旧耐震	RC	147	ウェット	校舎併設	—	無
ひばりが丘小学校	1971	旧耐震	RC	145	ウェット	校舎併設	—	無
東原小学校	1972	旧耐震	RC	160	ウェット	校舎併設	—	無
相模が丘小学校	1975	旧耐震	RC	185	ウェット	校舎併設	—	無
立野台小学校	1976	旧耐震	RC	213	ウェット	校舎併設	—	無
入谷小学校	1977	旧耐震	RC	215	ウェット	校舎併設	—	無
旭小学校	1979	旧耐震	RC	277	ウェット	校舎併設	—	無
中原小学校	1983	新耐震	RC	266	ウェット	校舎併設	—	無
栗原小学校	1983	新耐震	RC	316	ウェット	独立型	—	無

※調理室は令和5年（2023年）2月に空調設備を整備しました。

(3) 市立プールの状況

本市では、小学校における水泳指導を社会体育施設として設置されている市立プールを利用して実施しています。このため、学校にプールは設置していません。

図表2-4では、市立プールの施設概要を整理しています。市立プールは全部で11施設あり、全て屋外施設で屋内プールはありません。11施設中8施設が築40年以上が経過しています。このうち、栗原プールは、設備の故障のため令和元年度から休止¹したため、栗原小学校のみ、市内にあるスイミングクラブの屋内プールを使用して水泳指導を行っています。

市立プールの配置状況は、学校と隣接している施設(ひばりが丘・立野台プール等)もあれば、学校から750m離れた施設(座間公園プール)もあるなど、施設により異なります。

市立プールは屋外のため、水泳指導の実施は天候の影響を受けやすく、プールサイドの暑さ対策が困難であるほか、バリアフリーに対応しておらず、車いす利用ができないなどの課題があります。また、今後一斉に更新時期を迎えるため、小学校の水泳指導への影響が懸念されます。

図表2-4 市立プールの施設概要

令和4年(2022年)11月時点

プール名	利用小学校	利用児童生徒数(R1)	一般利用者数(R1)	一般営業日(7/20~8/31)(R1)	営業日数(R1)	1日当り一般利用者数	プール基礎情報					
							建設年度	経過年数	地上/屋上	構造	長さ(縦×横)	水深
座間公園プール	座間小学校	2,963	1,083	火・木・土	19	57	1964	58	地上	FRP	25m×15m	0.9~1.2
広野プール	相模野小学校	1,826	1,472	火・木・土	19	77	1967	55	地上	RC	25m×15m	0.9~1.2
ひばりが丘プール	ひばりが丘小学校	1,609	1,710	火・木・土	19	90	1976	46	地上	鋼板	25m×15m	0.9~1.2
中原プール	中原小学校	1,548	941	火・木・土	19	50	1987	35	地上	アルミ	25m×15m	1~1.2
東原プール	東原小学校	1,776	2,498	月・水・木・日	24	104	1969	53	地上	鋼板	25m×15m	1~1.3
入谷プール	入谷小学校	1,691	1,679	月・水・木・日	24	70	1983	39	地上	アルミ	25m×15m	1~1.2
立野台プール	立野台小学校	2,498	3,806	全日	43	89	1962	60	地上	FRP	25m×15m	0.9~1.2
相武台プール	相武台東小学校	2,356	1,076	月・水・木・日	24	45	1976	46	地上	アルミ	25m×15m	0.9~1.2
相模が丘プール	相模が丘小学校	2,447	2,125	月・水・木・日	24	89	1982	40	地上	FRP	25m×15m	0.9~1.2
旭プール	旭小学校	1,660	1,617	月・水・木・日	24	67	1985	37	地上	アルミ	25m×15m	1~1.2
栗原プール※				(休止)			1979	44	地上	アルミ	25m×15m	0.9~1.2

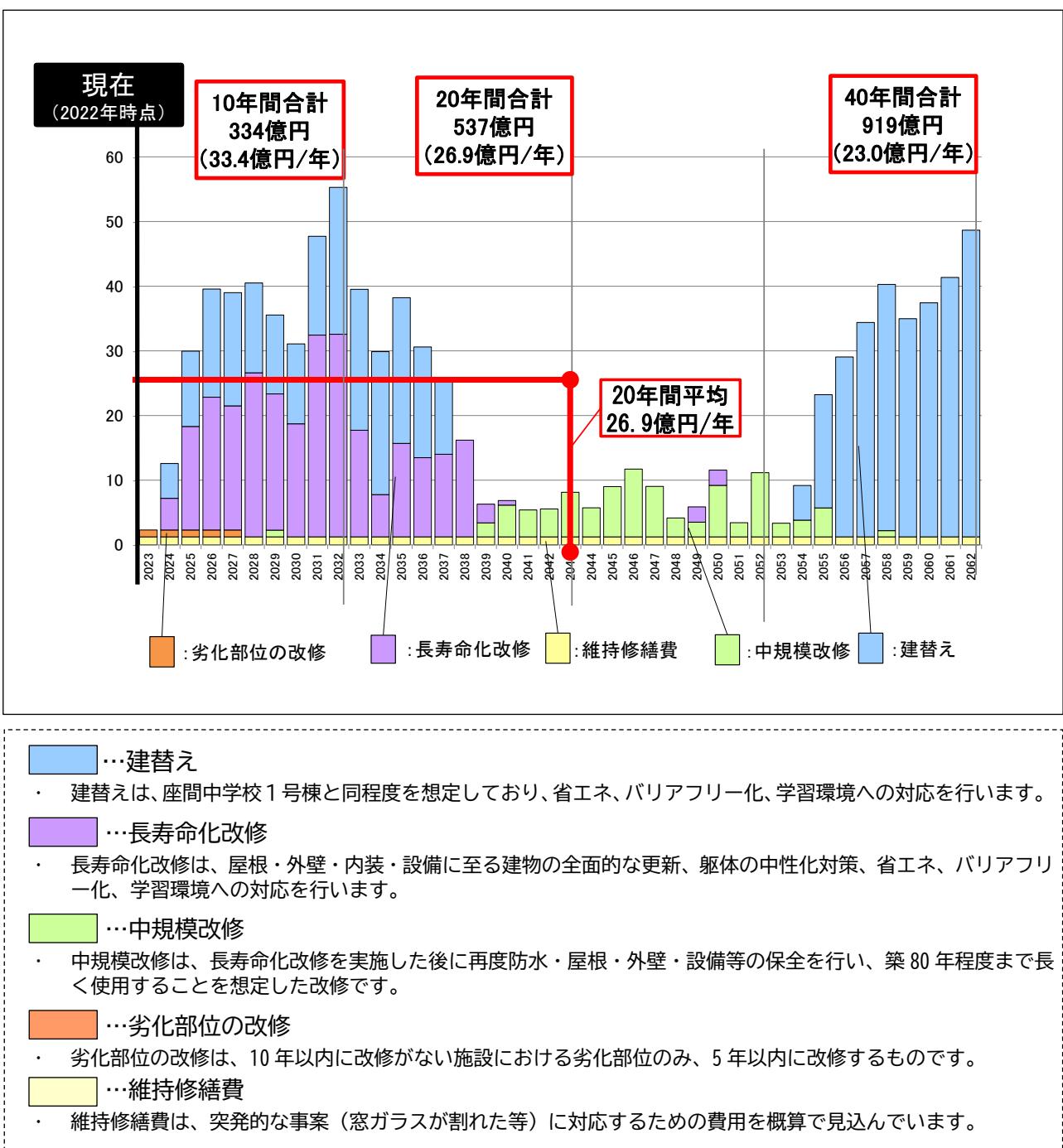
※栗原プールは、令和5年10月1日に廃止されました。

¹ 栗原プールは、令和5年10月に廃止されました。

(4) 今後の維持・更新コスト（試算）

図表2-5は、学校施設（校舎及び屋内運動場等の63棟）を今後も使い続ける場合に必要となる建替えや改修の費用をグラフ化したものです。今後、全ての学校施設を維持・更新する費用は、40年間で合計919億円、年平均23.0億円が必要と見込まれます。改築が必要な時期が直近20年に集中しているため、物価の上昇や今後の学校施設に必要な設備の整備を加味すると、今後20年間では、合計537億円、年平均26.9億円が必要となる見込みです。

図表2-5 今後の維持・更新コスト（試算）（建替え又は長寿命化改修によって学習環境を維持・向上した場合）



※グラウンド、給食室及び市立プールの改修に係る費用は、本試算に含んでいません。

2. 児童生徒数・学級数の動向

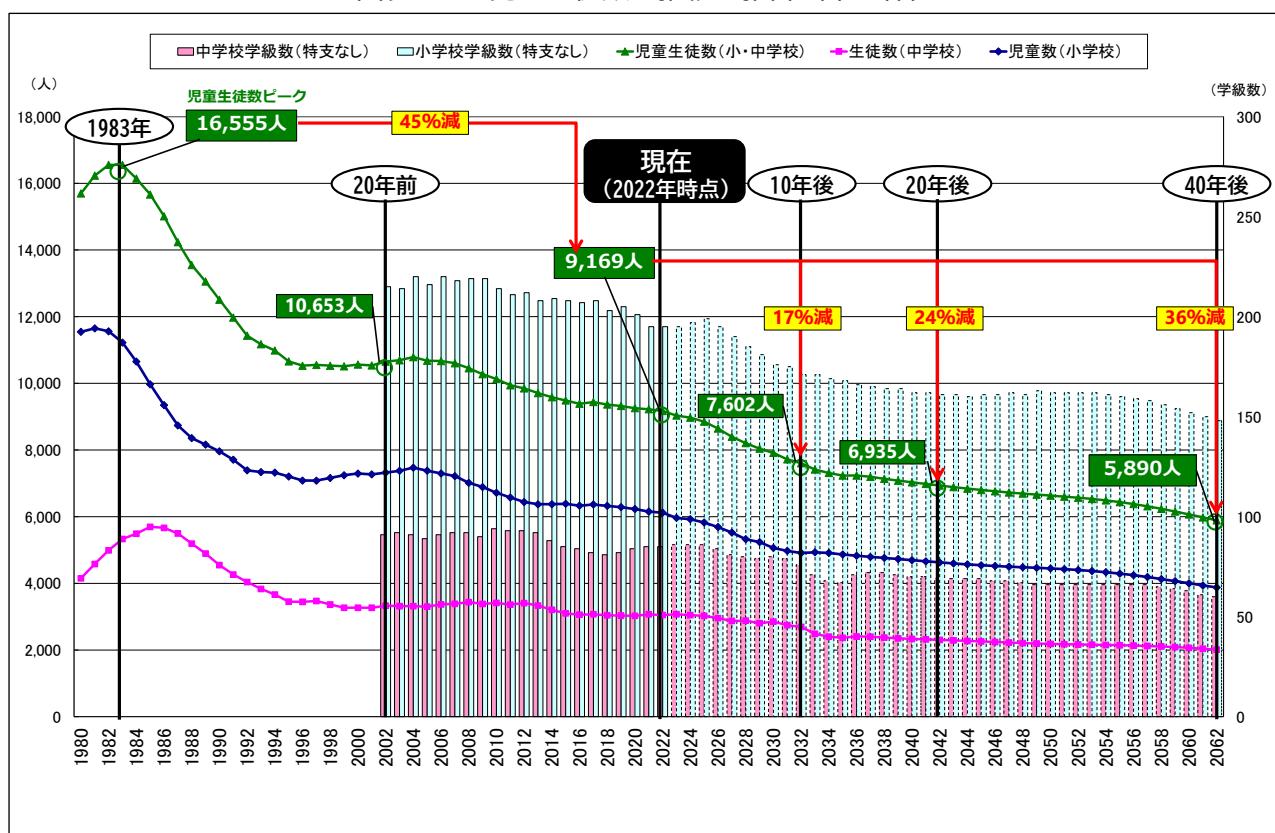
(1) 市全体の動向

本市の児童生徒数は、昭和 58 年度（1983 年度）の 1 万 6,555 人をピークに減少しており、令和 4 年度（2022 年度）は 9,169 人と、ピーク時から 39 年で約 45% 減少しています。今後の推計では、今後 10 年で約 17% 減少、今後 20 年では約 24% 減少、40 年後の令和 44 年（2062 年）には現在の 3 分の 2 にあたる 5,890 人まで児童生徒数が減少すると予測されます。

通常学級数は、児童生徒数の減少に伴い市全体では減少傾向にあります。本市には現在、11 学級以下の小規模校は存在していませんが、国の標準規模²の下限校（12 学級校）が、小学校 1 校、中学校 1 校の 2 校存在しています。また、今後児童生徒数の減少により令和 14 年（2032 年）には、小学校では 5 校、中学校では 3 校が国の標準規模の下限校（12 学級校）となる見込みです。

ピーク時までに児童生徒数の増加に応じて建設や分割が進んでいた小・中学校の数は、中原小学校が昭和 59 年（1984 年）、南中学校が昭和 61 年（1986 年）に開校したのを最後に増加しておらず、児童生徒数は減少傾向にありますが、過去 37 年間にわたり小学校 11 校、中学校 6 校の体制を維持しています。

図表 2-6 児童生徒数の推移・推計（市全体）



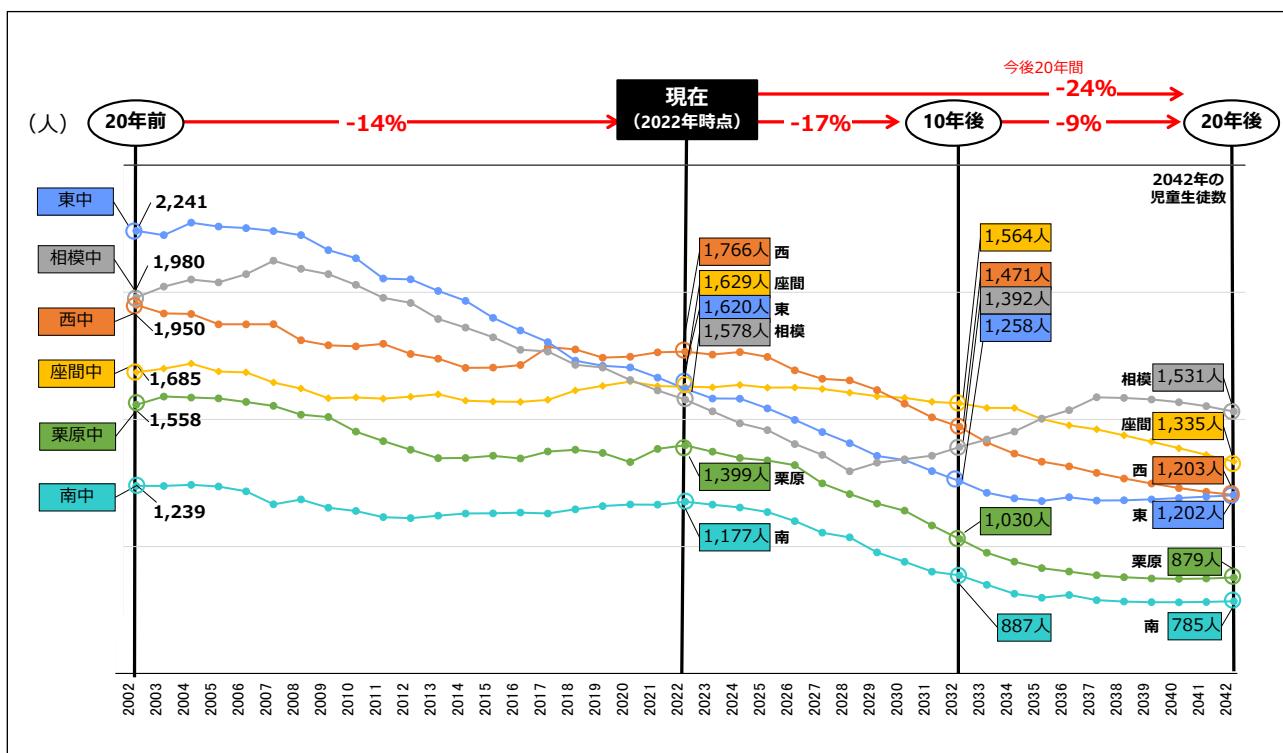
² 国は、小・中学校の標準的な学級数について、学校教育法施行規則第 41 条及び 79 条において、小・中学校の学級数 12 学級以上 18 学級以下を標準学級と定め、「地域の実態その他の事情のあるときは、この限りでない」としています。詳細は「第 4 章 2 方針実現のための指針・基準」を参照。

(2) 中学校区ごとの動向

6つの中学校区³ごとに児童生徒数の動向をみると、過去20年間では児童生徒数の多い市東部の東中学校区、相模中学校区において、児童生徒数の減少とともに減少率も大きくなっています。

また、これまで児童生徒数の減少が10%以下だった栗原中学校区、南中学校区、西中学校区の3中学校区においては、今後、大幅な減少が見込まれ、20年間で30%以上の減少が予測されています。

図表2-7 児童生徒数の推移・推計（中学校区ごと）



(3) 学校別学級数の動向

① 過去 20 年間

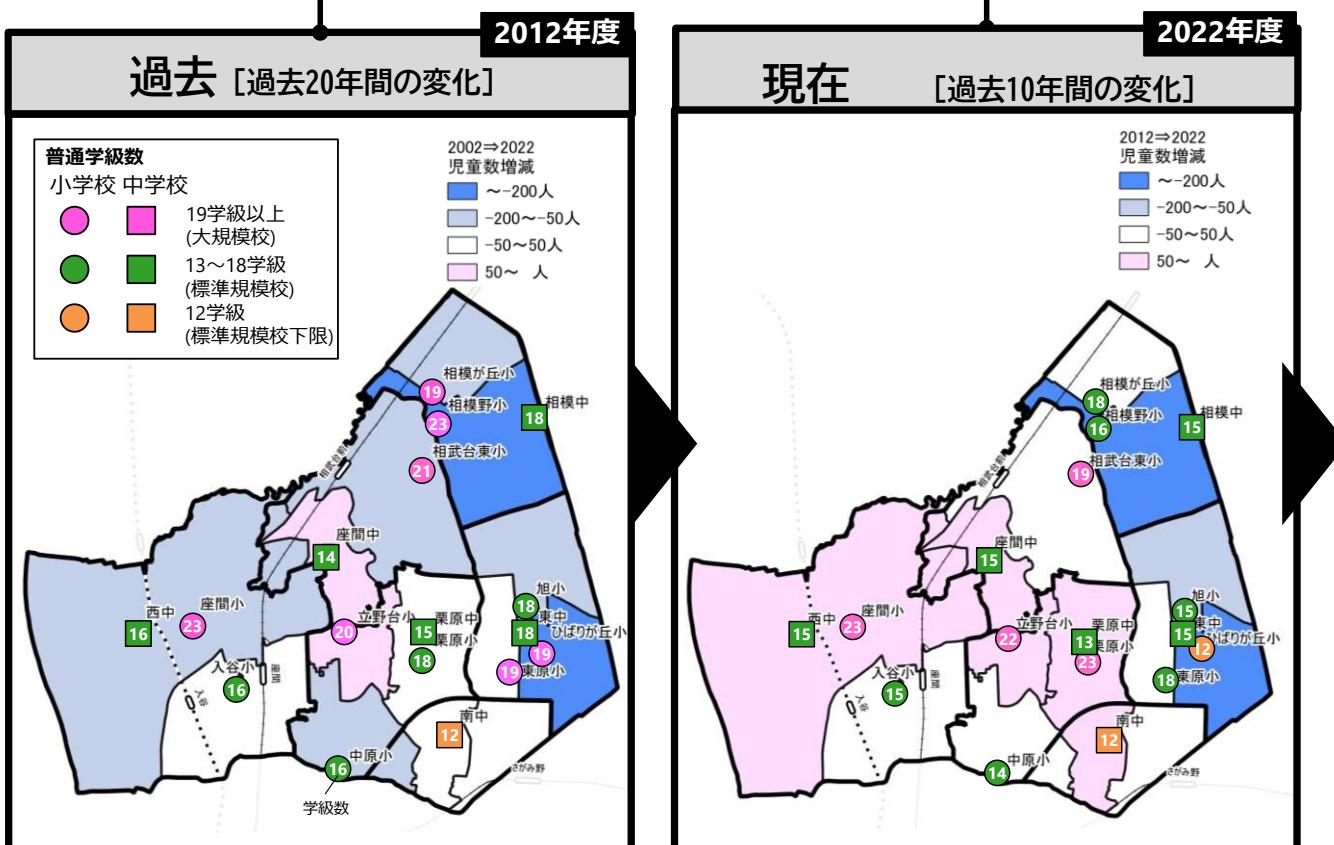
図表 2-8 は、本市の各小・中学校の普通学級数の推移について、表と地図で見える化したものです。

平成 24 年度（2012 年度）時点では、国の基準で大規模とされている 19 学級以上の大規模校が、小学校で 7 校ありました。これらの学校は、市の北部や東部に目立ちますが、ほぼ全市的に分布していました。令和 4 年度（2022 年度）では、相模中学校区や東中学校区において学級数の減少が進んでおり、ひばりが丘小学校は、国が定めた標準規模の下限となる 12 学級まで減少しています。

図表 2-8 過去 20 年間の学校別普通学級数の推移

中学校名	小・中学校名	20年前					10年前					現在 (2022年時点)										(学級数)		
		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		
西中学校	座間小	24	24	25	24	25	25	25	23	23	23	23	23	23	23	24	24	24	23	23	23	23	23	23
	入谷小	15	14	14	15	16	16	15	16	15	15	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	15	15	
	西中	18	18	17	17	16	16	16	17	17	16	15	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	
座間中学校	相武台東小	24	24	25	25	25	23	23	23	22	21	21	21	20	20	20	20	21	19	19	19	19	19	19
	座間中	13	13	14	12	13	13	13	13	13	14	14	13	12	12	12	12	14	15	15	15	15	15	
栗原中学校	栗原小	18	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	19	19	19	19	19	20	20	21	22	21	23	23
	立野台小	18	18	18	18	18	18	18	20	19	20	20	20	21	22	22	22	23	23	23	23	23	22	22
	中原小	18	18	18	18	18	18	18	18	17	15	16	14	15	15	15	14	14	15	14	14	14	14	14
	栗原中	15	15	15	15	15	16	16	16	15	15	15	15	14	13	12	12	12	12	12	12	13	13	13
南中学校	南中	12	12	12	11	11	10	10	10	12	12	12	12	12	12	12	11	11	9	10	11	12	12	12
東中学校	ひばりが丘小	21	21	21	20	20	20	20	20	20	20	20	19	18	17	15	14	14	13	12	12	12	12	12
	東原小	18	17	18	18	18	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18
	旭小	18	18	19	19	18	18	19	19	18	18	18	17	18	18	18	18	17	17	16	15	15	15	15
	東中	18	18	18	18	19	19	19	18	19	18	18	18	18	17	18	16	16	15	16	15	15	15	15
相模中学校	相模野小	20	20	22	20	22	23	25	24	24	23	23	22	21	21	20	20	19	19	19	18	17	16	16
	相模が丘小	21	21	21	20	21	21	19	19	19	19	19	19	18	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18
	相模中	15	16	15	16	17	18	18	17	18	18	18	18	17	17	16	16	15	15	15	15	15	15	15

凡例：各年度の普通学級数
■19学級以上 ■12学級 ■11学級以下



② 今後 20 年間

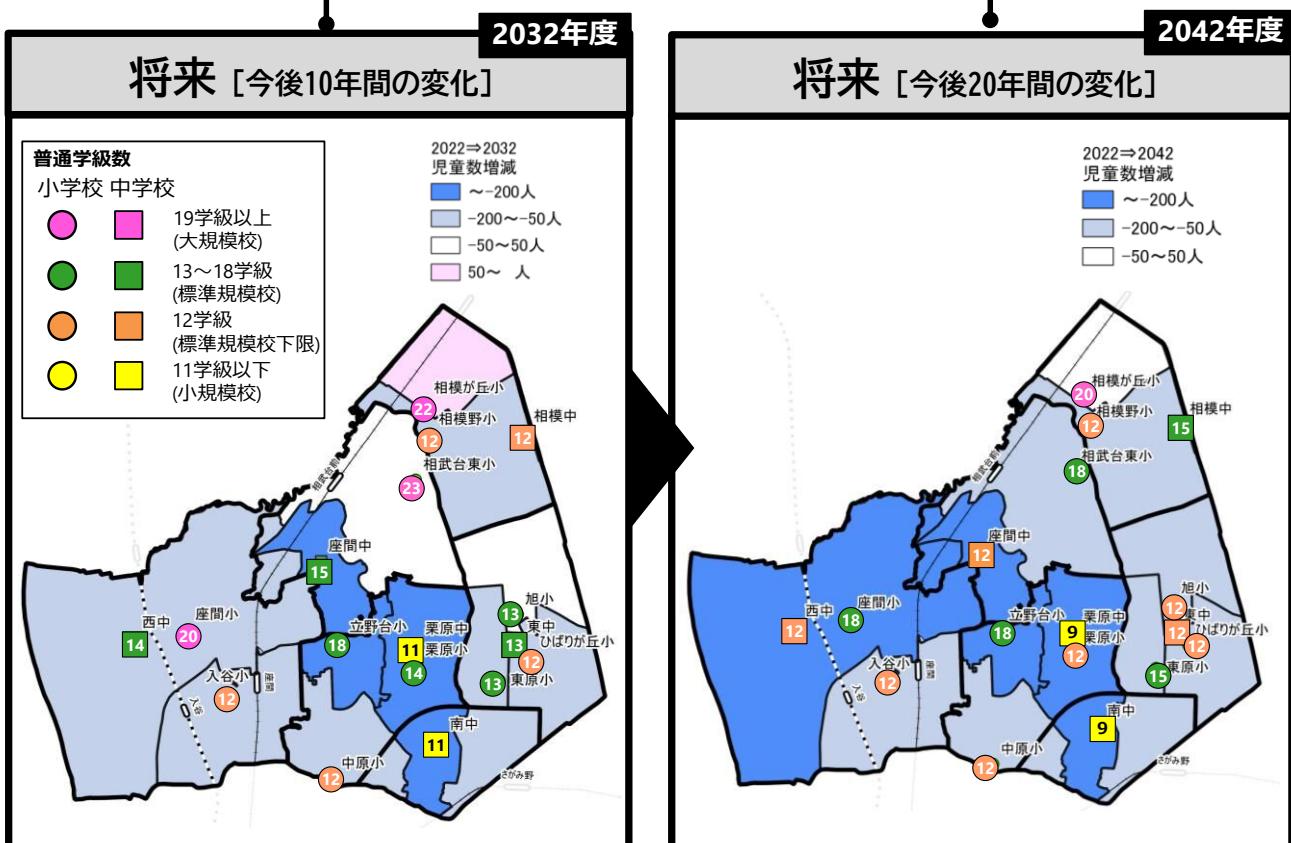
今後の学級数の推移では、令和 4 年度（2022 年度）から 10 年後の令和 14 年度（2032 年度）には、栗原中学校及び南中学校が 11 学級となり、小学校の 12 学級校は現在の 1 校から 5 校へと増加します。なお、西中学校区の座間小学校と入谷小学校、相模中学校区の相模が丘小学校と相模野小学校は、同じ中学校区内にあっても 20 学級以上と 12 学級というように、学校規模に差が生じる予測となっており、この状況は 20 年後まで継続する見込みです。

20 年後は、中学校の小規模校化がさらに進み、2 校が 9 学級校となる見込みです。小学校については、12 学級校がさらに増加し、東中学校区では 12 学級校が近接して存在することになります。

図表 2-9 今後 20 年間の学校別普通学級数の推計

中学校区名	小・中学校名	現在 (2022年時点)											10年後						20年後						(学級数)	
		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042				
西中学校	座間小	23	25	25	26	25	24	24	23	22	21	20	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	入谷小	15	14	15	15	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	西中	15	16	16	16	15	15	15	15	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
座間中学校	相武台東小	19	19	20	21	22	23	23	23	23	23	23	23	24	23	22	21	20	20	19	18	18	18	18	18	18
	座間中	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	15	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12
栗原中学校	栗原小	23	21	21	21	20	18	17	17	16	15	14	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	立野台小	22	23	22	22	21	20	19	18	18	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	中原小	14	15	16	16	16	15	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	栗原中	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
南中学校	南中	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
東中学校	ひばりが丘小	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	東原小	18	18	18	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12	13	13	15	15	15	15	15
	旭小	15	16	17	16	15	15	15	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	東中	15	15	15	15	15	14	14	14	15	14	13	13	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
相模中学校	相模野小	16	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	相模が丘小	18	18	18	18	18	19	18	19	20	21	22	23	24	24	24	24	24	24	23	22	21	20	20	20	20
	相模中	15	15	15	15	15	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	15	15

凡例：各年度の普通学級数
■ 19学級以上 ■ 12学級 ■ 11学級以下



3. 一人一人の状況に合った学習

(1) 特別支援教育

特別支援教育には、大きく分けて固定学級の「特別支援学級」と、通常学級に在籍しながら通う「通級指導教室」があります。

① 特別支援学級の状況

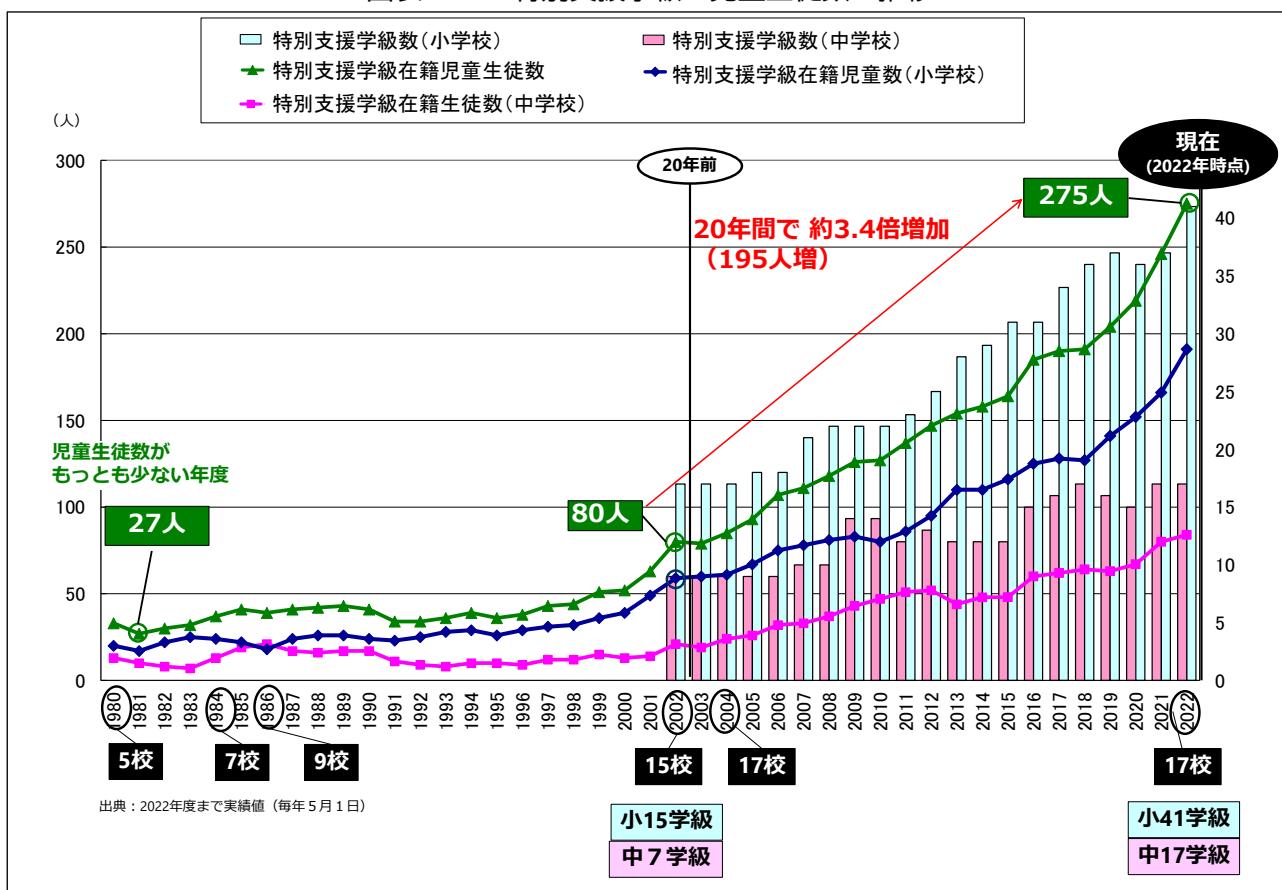
特別支援学級のうち「知的障がい学級」「自閉症・情緒障がい学級」は、市内の小・中学校全校に設置しています。その他の「病弱・身体虚弱学級」「肢体不自由学級」「弱視学級」等の学級は、支援を要する児童・生徒がいるときにその児童・生徒の通学先となる学校に設置します。

本市の過去20年間の普通学級児童生徒数は減少傾向ですが、同時期の特別支援学級の児童生徒数は急増傾向にあります。図表2-10は、支援を要する児童生徒及び学級数の推移を示しています。平成14年度（2002年度）では80人でしたが、令和4年度（2022年度）には275人となり、20年間で195人、約3.4倍増加しています。児童生徒一人一人の多様性を尊重した教育が求められている中で、今後も、合理的な配慮に対する理解が進むにつれて対応が増えていくことが予想されることから、特別支援学級のニーズは増加していくことが考えられます。

図表2-10 特別支援学級の種別及び配置校（令和5年（2023年）4月時点）

種別	設置校	
知的障がい学級	全17小・中学校	固定の支援学級が全校に用意されている。
自閉症・情緒障がい学級	全17小・中学校	
病弱・身体虚弱学級	ひばりが丘小学校、立野台小学校、座間中学校、西中学校、東中学校	支援を要する児童生徒がいるときに、該当児童生徒の通学区域校に設置される。
肢体不自由学級	座間小学校、栗原小学校、ひばりが丘小学校、相模が丘小学校、入谷小学校、西中学校、東中学校、相模中学校	
弱視学級	相模が丘小学校	

図表2-11 特別支援学級の児童生徒数の推移



② 通級指導教室の配置状況

通級指導教室は、週1回程度通級して障がいの程度の改善を図り、それを克服する心構えや態度を身に付け、充実した生活が営めるよう指導することを目的として設置された教室で、「ことばの教室」と「情緒通級指導教室」があります。設置校は小学校で、「ことばの教室」が2校、「情緒通級指導教室」が4校です。設置されていない小学校に通学する児童は、設置校の各教室に保護者の送迎のもと、通級することができます。

情緒通級指導教室は、市内を4つの地域に分け、相模が丘小学校、旭小学校、立野台小学校、座間小学校の4校に設置しています。情緒通級指導教室への通級希望は多いものの、いずれの設置校も、設置校の児童が80～90%を占めている一方で、他校からの通級児童は少ない状況です。保護者の送迎が負担となって児童が通いにくい状況があると考えられます。

また、令和4年度（2022年度）に実施したアンケートの自由回答でも、保護者、教職員とともに、通級指導教室の各学校への設置や、通級指導教室に送迎するための保護者の負担軽減等の要望が挙げられています。保護者の送迎負担のない設置校の状況から、支援を要する児童が各校に潜在的に存在することが考えられ、今後の対応検討が求められます。

図表 2-12 通級指導教室の種別及び配置校

種類	対象など	設置校
「ことばの教室」 言語障がい・難聴など	「言葉の発音に誤りがある」「話をするときにつつかえる」「きこえが悪い」等の児童が支援を受けられる教室	相模野小学校 入谷小学校
「情緒通級指導教室」 自閉症、LD、ADHD、 発達障がいなど	「集中して学習することが苦手」「相手の思いや感情を考えて行動することが苦手」「集団の中で指示を聞くのが苦手」等の児童が支援を受けられる教室	座間小学校 相模が丘小学校 立野台小学校 旭小学校

※通級指導教室のない学校の児童は、保護者の送迎により
設置校での指導に参加することができる。

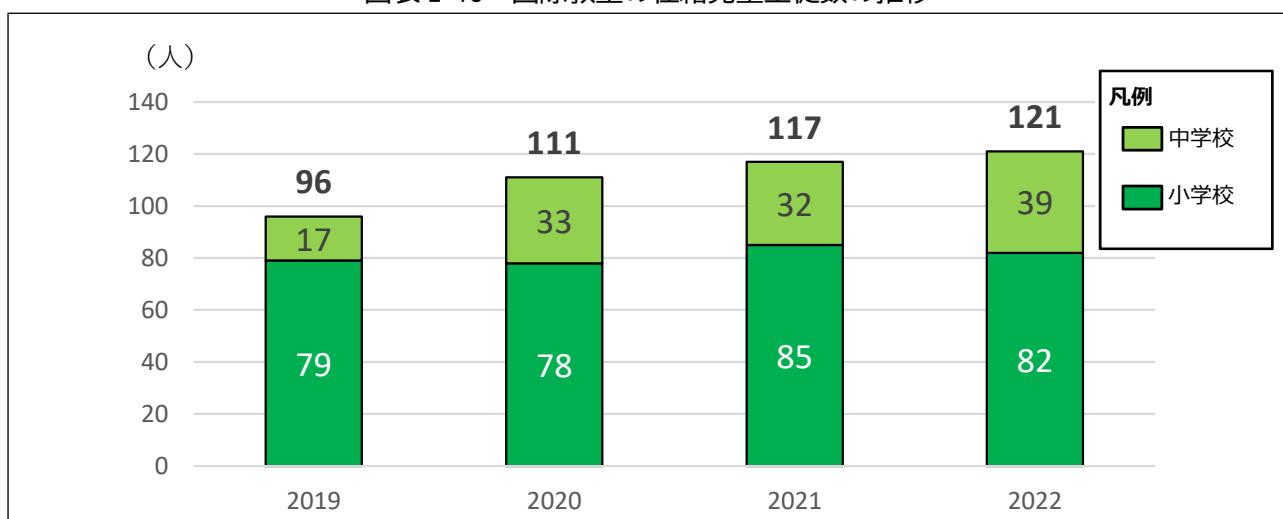
市内を4つの地域に分け、どの地域からもアクセスしやすいよう設置校を設定している。

(2) 国際教室

国際教室は、外国につながりのある児童生徒へのきめ細やかな学習指導として、主に日本語指導を行っています。対象は、「日本語がよくわからない」「会話はできるが、読み・書きが不十分」「日本文化や習慣に適応できない」などの課題を抱えている児童生徒としており、令和4年度（2022年度）は小学校10校、中学校4校に設置しています。国際教室での指導時間外や設置されていない学校では、学習用端末や翻訳機等を活用して支援しています。

図表2-13は国際教室の在籍児童生徒数の推移です。令和元年度（2019年度）からいずれも増加傾向で推移しており、令和4年度（2022年度）は121人、本市の小・中学校全在籍者数の約1.3%に該当します。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響で国外からの流入が減っていましたが、今後は増加する可能性もあります。国際教室設置校では各校1教室設置していますが、小学校の国際教室稼動率は80%を超える学校が5校あるなど、高いものとなっています。

図表2-13 国際教室の在籍児童生徒数の推移



(3) 少人数指導

少人数指導とは、特定の教科指導時の人数を少人数にして行う指導のことです。一人一人に目が行き届きやすく、学力・学習意欲の向上を支援しやすいといった効果が期待できます。実施校は全校ではなく、少人数教室等の設備や教員の手配が可能な場合に実施しています。

小学校で実施している学校では、学習の難易度が上がる傾向がある3、4年生で実施しています。中学校では、1、2年生で英語・数学の時間に実施している学校が多く見られます。チーム・ティーチング指導を実施している学校もあり、1つの教室に2人の教員が付き、きめ細かな指導を行っています。

(4) 教育支援教室「つばさ」

教育支援教室「つばさ」は、心理的要因で学校に登校できない児童生徒のために学校外にある通級施設です。安心して身の置ける居場所で、人と関わる力を回復し、学ぶ意欲を伸ばしながら、学校復帰や将来の社会的な自立につながるよう支援しています。

令和4年度（2022年度）は、中学生11人が通室していました。小学生については保護者の送迎が必要ですが、令和5年度（2023年度）は小学生を含む7人が通室しています。

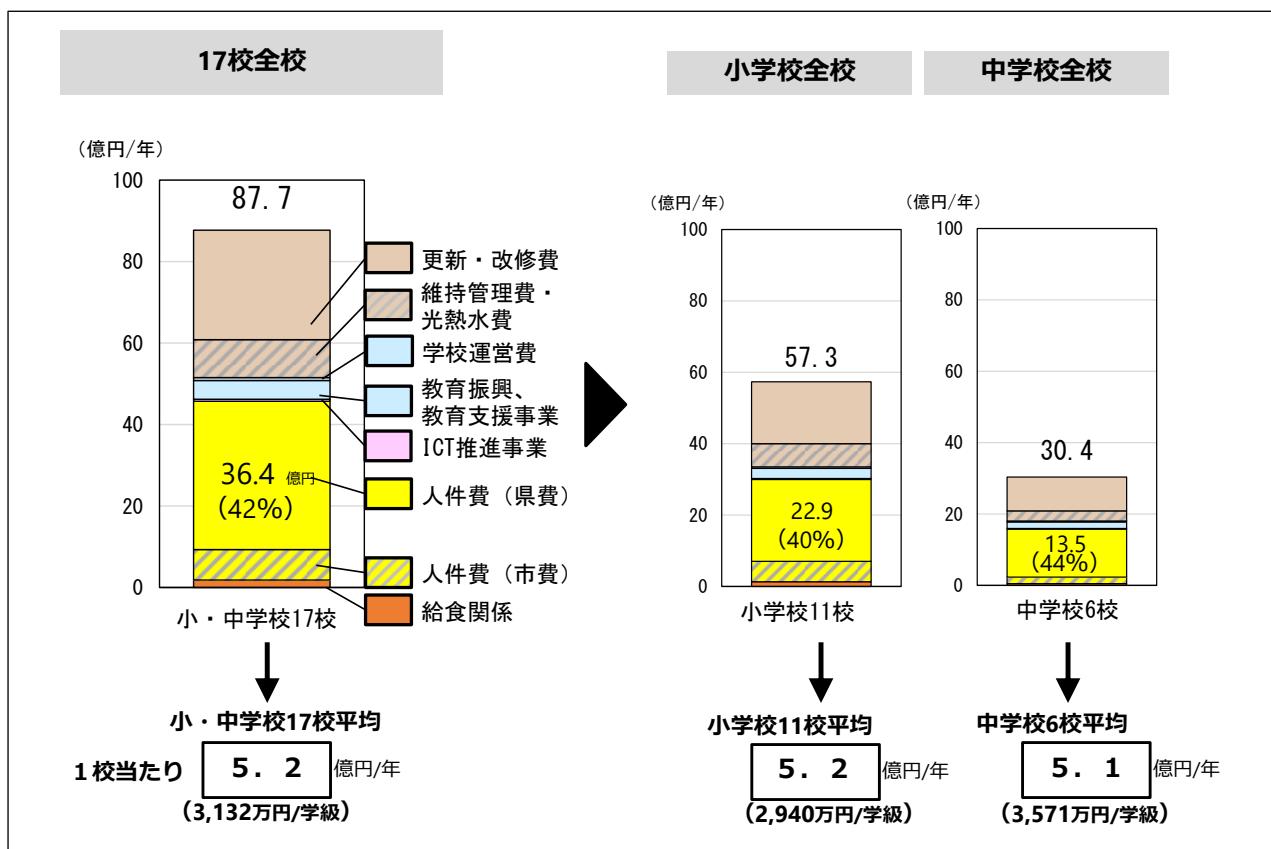
4. 学校に関するコスト（試算）

学校運営には、施設の維持管理費や光熱水費に加え、教育活動やICT教育、給食など、様々なコストがかかっています。教職員の人工費は、県が負担するもの（県費）のほか、会計年度任用職員の学校図書館司書や特別支援教育支援員等、市が負担するもの（市費）もあります。

今後、全ての学校施設を維持・更新して学校を運営する場合、図表2-5で算出した今後20年間に必要と見込まれる学校施設の維持・更新コストの年平均額（26.9億円）に令和3年度（2021年度）決算データを加えると、県費を含めた学校に関するコストは年間で87.7億円となり、1校あたり平均5.2億円と試算されます。

限りある予算を最大限有効活用しながら、子どもたちにとって望ましい学習環境を確保していくことが重要となります。

図表2-14 学校に関するコスト（試算）（今後の維持・更新コスト及び令和3年度（2021年度）決算額による）



第3章 座間市が目指す「魅力ある学校」

1. 国の動向

(1) 「令和の日本型学校教育」に求められるもの

国の中教審議会は、令和3年(2021年)1月の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、目指すべき方向性を以下のように提示しました。

- ・ 令和の日本型学校教育（個別最適な学びと協働的な学び）
- ・ ICTの活用／新しい生活様式／バリアフリー・ユニバーサルデザイン／脱炭素化
- ・ 地域の実態に応じた計画的・効率的な施設整備

現代の社会は、先行き不透明な予測困難な時代であると言えます。しかしながら、急激に変化する社会の中にあっても、新しい価値を生み出すのは人であることは搖るぎません。未来を担う子どもたちを育む学校教育において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになります。

こうした背景を踏まえ、令和3年(2021年)1月に中央教育審議会（中教審）から答申された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、従来の日本型教育を発展させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」を構築することが求められています。

<2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿>

▽全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現▽

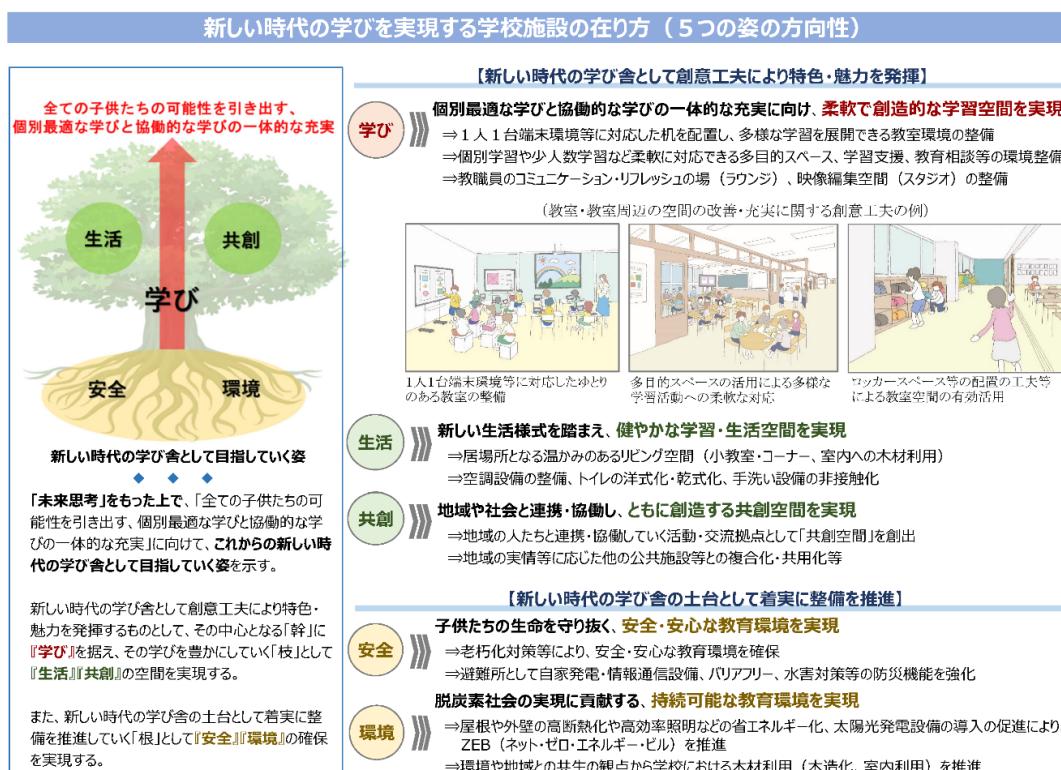
 子供の学び	<ul style="list-style-type: none">✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている <p>#個別最適な学び #協働的な学び #主体的・対話的で深い学び #ICTの活用</p>
 教職員の姿	<ul style="list-style-type: none">✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている <p>#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携 #学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加</p>
 子供の学びや 教職員を支える環境	<ul style="list-style-type: none">✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている <p>#ICT環境の整備 #学校施設の整備 #少人数によるきめ細かな指導体制</p>

出典：中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」総論解説（抜粋）

(2) 新しい時代の学びとそれを支える環境整備

現在の学校施設は、児童生徒数の急増期に国が示す標準設計に基づき設計された、画一的な学校施設が大半です。「令和の日本型学校教育」において提示されている多様な教育・学習活動を自由に展開するためには、教育環境・学校施設にも大きな変革が求められることから、令和4年（2022年）3月に、文部科学省の「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」から「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告書が示され、新しい時代の学びを実現する学校施設のビジョンが提案されています。

<新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)>



出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（概要）（抜粋）

2. 座間市が目指す教育（学校像）

本市では、令和5年3月に「豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度）」、令和5年4月に「第3期座間市教育大綱」をとりまとめました。地方教育行政改革や新学習指導要領などの教育改革、急激な社会情勢の変化、さらに全ての年代のライフスタイルの変化など、学校教育を取り巻く様々な状況変化へ対応しながら教育行政を推進するための本市の教育理念や基本目標などが示されています。

（1）第3期座間市教育大綱

本市の第3期座間市教育大綱（令和5年4月改訂）では、基本理念に「座間市で育ち座間市を愛する人づくり」を掲げています。本市は、地形上の特徴により、地域ごとに特色のある景観や長年にわたって培われてきた伝統文化があり、地域ごとに子どもから大人までみんなが協力しあって子どもを育てる「幼年会」の精神が現在に受け継がれています。市では、このような特性を生かし、学校教育や生涯学習において「豊かな心」と、「生きる力」を育み、大きく変化する社会に対応できる「人づくり」を進めていくことが必要と考えています。

この基本理念を実現するための基本目標の1つに、「未来を拓くざまっ子づくり」を掲げ、以下の事柄の実践を挙げています。

- ・学校、家庭、地域、行政など、社会全体が連携して、豊かな心、確かな学力、健やかな体を育み、座間の子どもたち（ざまっ子）一人一人が個性を生かしてより良く生きることができるような「人づくり」に努めます。
- ・これから的情報化・グローバル化社会に対応し、学校における情報教育、外国語教育、国際理解教育を充実し、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を高めます。
- ・ざまっ子を育てる学校においては、特に地域との連携の下、安全・防災教育の充実を図り、行政においても学校と地域が連携する防災教育を推進するとともに、市民の生涯に渡る危機管理及び緊急時の対応力を高めます。

これらの基本目標を達成するため、学校に関連する各分野では、以下の施策を推進していくこととしています。

- ・思いやりと規範意識を育む豊かな心の育成
- ・書く力の向上を中心とする新しい時代に必要となる力の育成
- ・健やかな体の育成
- ・情報化・グローバル化社会に対応できる資質・能力の育成
- ・体験をとおして生き方を学ぶ教育の推進
- ・地域とともに取り組む教育活動の推進

（2）第2期豊かな心を育むひまわりプラン

① 改訂の背景

本市では、子どもたちの「豊かな心の育成」を学校教育の重点にして取り組んできました。平成23年度（2011年度）から始まった「豊かな心を育むひまわりプラン」は、令和3年（2021年）11月に改訂委員会を立ち上げ、協議を進めました。

この間の社会の変化は著しく、子どもたちを取り巻く環境にも大きな変化を及ぼしました。例えば、保護者の価値観の多様化、地域とのつながりの希薄化などが起きています。このような状況下

では、学校が子どもの教育をこれまでと同じように担っていくことは難しくなっており、各学校はコミュニティ・スクールによる学校運営を図り、地域とともに学校づくりを推進しています。

今回の改訂では、「豊かな心」とは何であるかをより丁寧に探ることで、学校、家庭、地域に関わる方が共通のイメージを持ち、「学校では」「家庭では」「地域では」のそれぞれの立場で子どもをどのように育成していくかをより明確にすることを心掛けました。

② 「豊かな心」とは

第1期豊かな心を育むひまわりプランでは、「実り多い豊かな自己実現が果たせる心であり、子どもたちが「こんな大人」になりたい、と願いそれを目標として自発的に行動する「心」、また仲間と共に努力する「心」と定義していました。今回の改訂では、「自分らしく自由に、他者と分かれ合いながら、しなやかに、たくましく、おだやかに、よりよく生きようとする心」と定義しました。改訂作業の協議の中では、「予測困難な時代を生きる子どもたちに必要な力」という話になると、どうしてもたくましく強い力のようなものが強調されがちになりますが、他者と協調しながら、自分なりの生き方を見つけていく、そうした生き方にも光を当てていきたいという考え方方が共有されたことによるものです。



「豊かな心を育むひまわりプラン」イメージ図

豊かな心を育む

- ・「豊かな心」とは、自分らしく自由に、他者と分かれ合いながら、しなやかに、たくましく、おだやかに、よりよく生きようとする心です。
- ・自分の存在が認められること。世界の美しさや不思議さ、人々がこれまで築いてきた価値の尊さに感動すること。地に足をつけ、自分のこととして考えること。共に手を取り合いながら行動し、自分や周りの人々、物事がよりよくなること。できることが増えていくこと。このような経験の積み重ねで、「豊かな心」は育まれていきます。

心は行動に

- ・子どもたちの日々の行動に、私たちは「豊かな心」のあらわれを見ることがあります。
- ・興味をもって学ぶ。自然や芸術に感動する。科学や歴史を究めようとする。困難にめげずに立ち直る。困っている人を助ける。あやまちを正そうなど。
- ・私たち大人は、子どもの日々のふるまいから、「豊かな心」の芽生えを見つけ、大切に育み、一人一人にその子らしい花を咲かせてあげたいと思います。

ひまわりプランの願い

- ・一人一人がのびやかにそして周りの人々とともに前向きに幸せに生きることです。

出典:「豊かな心を育むひまわりプラン」P5 令和5年3月

3. 座間市が目指す「魅力ある学校」

(1) 「魅力ある学校」とは

本方針では、今後の座間市が目指す学校施設の姿を「魅力ある学校」と表現しました。

検討委員会においては、児童生徒数の減少と学校施設の更新が重なるタイミングに合わせ、より良い学習環境を整えるため、議論、検討を重ねました。そして、今後の学校施設は児童生徒や教職員、地域の方など、利用する全ての人たちが「この学校ならこんなことができる」「こんなことをやってみたい」という思いを持てる施設であることが望ましいと考えました。

「魅力ある学校」の魅力という言葉には、「人の心を引きつけて夢中にさせる力」という意味があります。心が引きつけられるモノやコトは、一人一人の価値観によって変わりますが、検討委員会では、様々な人たちに色々なモノを創りたい、色々なコトに挑戦したい、と思われることが「魅力がある」ことだと考えました。

学校を利用する人たちが新しいモノやコトを創り出し、学校の魅力がさらに増えることにより、子どもも大人も一層ワクワクする場になることが座間市の目指す「魅力ある学校」の姿です。

(2) 「魅力ある学校」のイメージ

教育大綱や豊かな心を育むひまわりプラン、検討委員会で行われた議論を踏まえ、今後の「魅力ある学校」の様子や、新しい学校の中で行われる活動について、「新しい時代に求められる学習環境」「子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設」「地域とともにある学校」として整理し、イラストを用いて次項以降にまとめました。

豊かな心を育むひまわりプランにあるとおり、子どもたちの「豊かな心」は、自分の存在が認められ、様々な経験を積み重ねていくことにより育まれていきます。また、心は目には見えませんが、日々の行動にあらわれ、教職員や地域の人達との関わりによって豊かな心の芽生えを育むことができます。座間市が目指す魅力ある学校は、「豊かな心」を育むための大切な場所です。

イラストは、検討委員会で挙がった「子どもが通いたくなる学校」「職員が働きたくなる学校」「保護者や地域が応援したくなる学校」などの意見をわかりやすく表現したものであり、実際の新しい学校の姿は、今後さらに検討を進めていくことになります。

第3期座間市教育大綱（令和5年度～令和8年度）

豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年度～令和12年度版）



「豊かな心を育むひまわりプラン」
イメージ図

豊かな心とは

- ・ 「豊かな心」とは、自分らしく自由に、他者と分かち合いながら、しなやかに、たくましく、穏やかに、よりよく生きようとする心。
- ・ 自分の存在が認められること。世界の美しさや不思議さ、人々がこれまで築いてきた価値の尊さに感動すること。地に足をつけ、自分のこととして考えること。ともに手を取り合いながら行動し、自分や周りの人々、物事がよりよくなること。できることが増えていくこと。このような経験の積み重ねで、「豊かな心」は育まれていきます。

「豊かな心」
を育む場所
としての
学校とは

豊かな心を育むために

1.学校では

- 心豊かな児童生徒を育てます。
- 心身ともに健康な児童生徒を育てます。
- 強い意志をもって、自ら意欲的に学ぶ児童生徒を育てます。
- 進んで働き、よりよい社会をめざす児童生徒を育てます。
- わが国の文化や伝統を尊重するとともに、世界の人々と共生できる児童生徒を育てます。

3.地域では

- あいさつを交わしましょう。
- 優しい心と笑顔で、子どもたちを育みましょう。
- 大人が手本となり、子どもたちに社会のルールを教えましょう。
- 心安らぐ町になるように、地域の環境に目を配りましょう。
- 子どもたちが地域の一員として、様々な体験をする機会を増やしましょう。

1 新しい時代に求められる学習環境

フレキシブルに使える空間で
多様な学習形態に対応



- ・オープンスペースを整備して、移動可能な机やいすなどを設置し、フレキシブルに使える空間を作る。
- ・間仕切りで区切れる教室を作り、少人数指導や国際教室などでも活用する。

自分たちの作品が学校を飾る



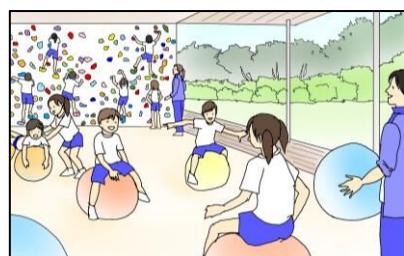
- ・廊下スペースを有効活用し、学習発表や作品展示ができるコーナーを設置するなど廊下を楽しい場所に。
- ・手に取れたり視界に入る資料があることで、情報収集力が自然と身につく空間づくりを図る。

半屋外テラスやどこでもプロジェクターなど
学習のきっかけとなるしきけを身边に



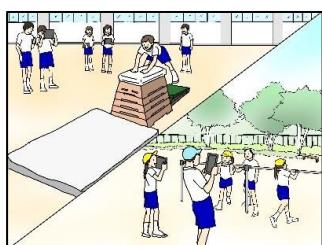
- ・半屋外テラスなど、教室から近い場所で植物観察等が身近にできる環境をつくる。
- ・壁をどこでもプロジェクターにし、意欲的に発表ができる環境を整える。

校内どこでも気軽に体力づくり



- ・半屋外で上履きのまま体を動かせる。
- ・ボルタリングやバランスボールなどを使ったトレーニングで体力づくり。

どこでも使える
Wi-Fi環境の整備



- ・運動場など屋外を含め校内どこでもタブレットが使えるようになることで、植物観察や体育でのフォーム確認など意欲的な学習の幅をひろげる。

学校全体が
環境教育の教材



- ・自然を観察できる屋外空間を整備し、地域ボランティアと一緒に学ぶ環境をつくる。

学校図書館の
メディアセンター化



- ・学校図書館をメディアセンター化し、調べ学習の拠点に。
- ・読み聞かせスペースを設置し、学年を超えた交流へ。

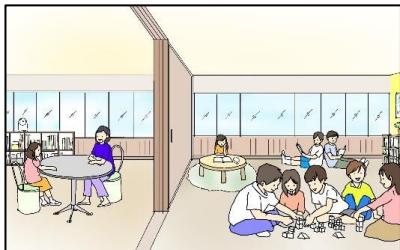
共通

一人ひとりに応じた支援がしやすい環境

和室での交流

2 子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設

一人一人に応じた支援がしやすい環境



- ・居心地の良いマルチルームを設置し、間仕切りで区切れるようにする。
- ・それぞれの小部屋は、カウンセリング、不登校支援の居場所、児童のクールダ운スペースなどとしても活用する。

心地よいトイレ・更衣室の設置で学校生活を豊かに



- ・きれいで明るいトイレや、みんなのトイレの設置、更衣室の整備などを行い、児童生徒の生活環境の改善へ。

豊かな緑に囲まれながら



- ・果実のなる樹木を植樹し、一息つける木陰のある空間を設ける。
- ・運動場を整備し、子どもが安全に伸び伸びと力を発揮できる場に。

「教室の机」以外の居場所の確保



- ・ベンチやテラスなど、児童生徒の居場所となる空間を作り、クラスや学年の垣根を超えた交流にもつなげる。

機能的かつ開放的な職員室へ



- ・個人・グループのワークスペースや教職員の休憩スペースを設置する。
- ・ロビー、応接室や電話スペースの設置等校務を行いやすい環境にする。
- ・心にゆとりをもてる職場環境として、先生の姿が身近に感じられる空間へ。

様々な活用ができるランチスペース



- ・給食をとおした食育、異学年交流・コミュニケーションが広がる場。
- ・地域との食事会、災害時やイベント時などにも活用できる。

共通

屋外空間の充実

半屋外テラス

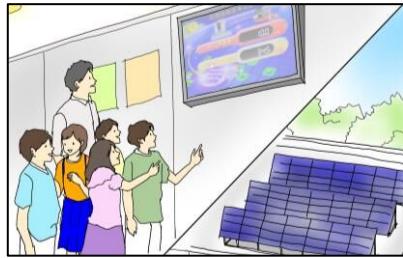
フレキシブルな空間・部屋

快適に使える校庭・体育館



- ・埃が立たず転んでも安全なグラウンド
- ・空調を設置するなど、快適に使える体育館を整備する。

環境に配慮した校舎



- ・太陽光発電や蓄電池、断熱化等によるカーボンニュートラル化への対応。
- ・一次エネルギー消費量等を見える化して、理科教育や環境教育に活用する。

3 地域とともにある学校

和室での交流



- ・複合化した施設に和室を設置し、日本の文化や伝統を学ぶ。
- ・国際交流の場として活用する。
- ・児童とボランティアが校庭で育てた果実を食べるような空間としても活用できる。

何かができる・みんなに会える場



- ・地域に必要な機能との複合化により、多世代との交流の場に。
- ・児童生徒にとって地域の方々の活動が身近になり、交流や体験の機会が生まれる。

地域みんなで子どもを守る



- ・複合施設の入口は学校と分け、地域の方が来訪者に声掛けしやすい構造とする。
- ・みんなにとって安心・安全のある学校に。

学校と地域をつなぐ拠点に



- ・コミュニティ・スクールの拠点となる部屋を校内に設置する。
- ・読み聞かせ、学習ボランティアの拠点として、学校の困りごと・地域の困りごとにみんなで対応する拠点施設へ。

共通

屋外空間の充実

ランチスペース

体育館の環境整備

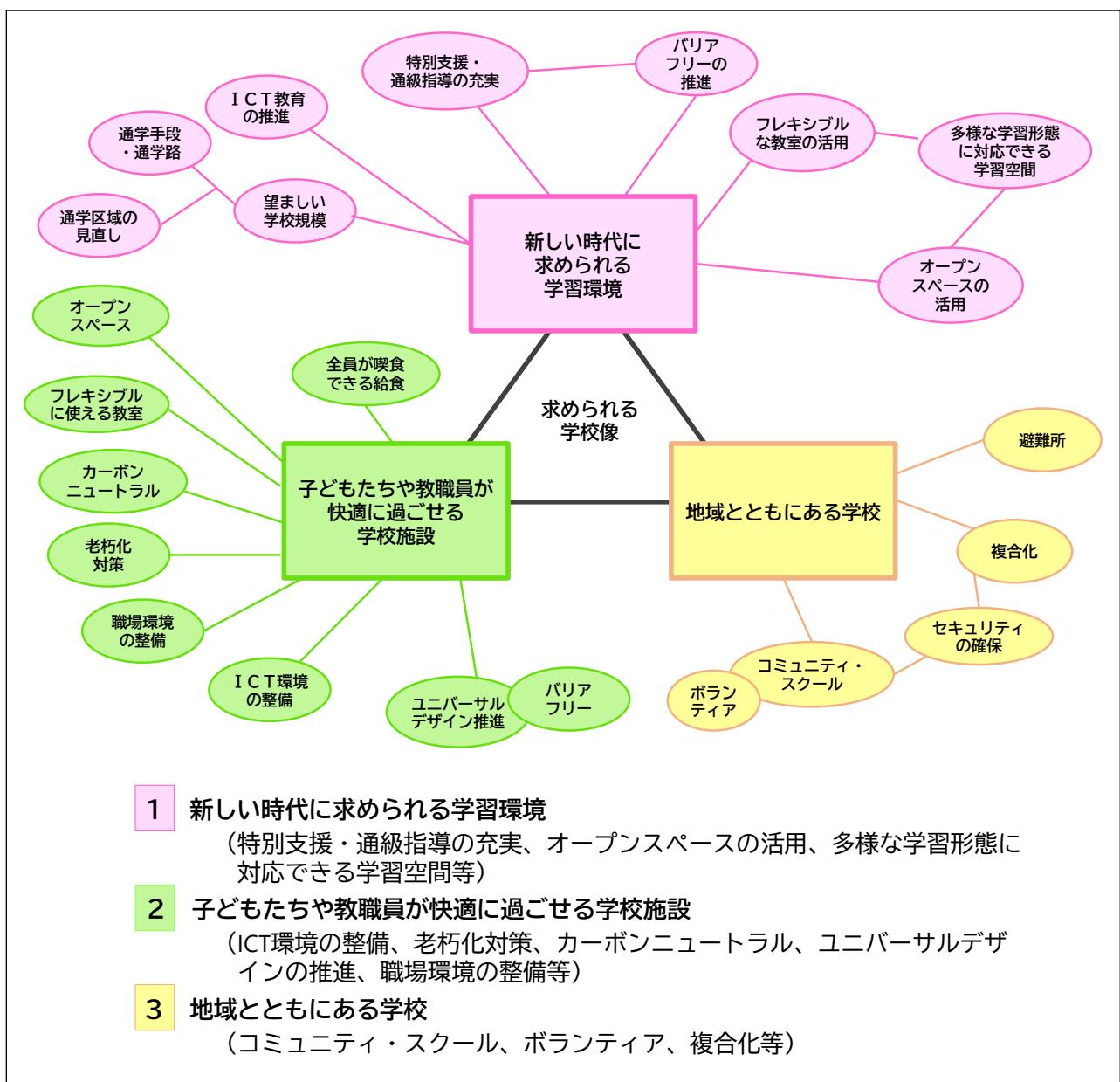
第4章 ざま魅力ある学校づくり方針

1. ざま魅力ある学校づくり方針 3つの柱

第3章で示した魅力ある学校を実現するため、新たな教育の場や学習環境の充実に関する「新しい時代に求められる学習環境」、施設整備として生活環境・職場環境の向上に関する「子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設」、地域と連携する学校の姿に関する「地域とともにある学校」を3つの柱としました。

図表4-1では、今後の座間市の学校に求められる3つの柱と関係する項目をまとめています。

図表4-1 「ざま魅力ある学校づくり方針」の3つの柱



1 新しい時代に求められる学習環境

「新しい時代に求められる学習環境」は、今後求められる「新たな教育の場」や「学習環境の充実」という視点で、主にソフト面の充実と関連する施設整備について整理しています。

学校という施設全体を学びの場と捉え、多様な学習活動が展開できるように、教室と連続したオープンスペースの活用や可動式間仕切りによる最適な学習空間、体力づくりや自然観察等に活用できるような屋外・半屋外環境の充実を図ります。フレキシブルに使える教室を設置することで、ニーズが増加しつつある国際教室での外国につながりのある子どもたちへの日本語指導や、算数・数学・英語等の少人数指導の実施、それ以外の目的も含め、様々な用途での活用が見込まれます。学校図書館については、児童生徒自らが主体的に調べる学習の環境を整備するとともに、読み聞かせ等による異学年交流の機会作りの場所とします。ICTの効果的な活用では、校内に加えて運動場や屋外を含めた学校敷地内どこでも使用できるWi-Fi環境やプロジェクタ等を整備し、学習用端末を文房具として活用する多様な学びの展開を実現します。

また、特別支援教育については、合理的な配慮に対する理解が進むにつれて対応が増えていくことが予想されるため、全ての児童生徒に必要な支援が行き渡るよう、特別支援教育・通級指導教室のさらなる充実を図るとともに、校舎のバリアフリー化を進めます。

2 子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設

「子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設」は、「ハードとして環境を整える」という視点で整理しています。

学校は子どもたちが1日の3分の1の時間を過ごす場所です。学習環境の充実だけでなく、きれいで明るいトイレ、みんなのトイレ及び更衣室の整備、子どもたちが学年を超えたコミュニケーションを取れるようなベンチなどの配置、交流の場としてのランチスペースなどを検討し、生活環境の改善を図ります。

また、一人一人に応じた支援が行えるよう、カウンセリングルーム・不登校児童生徒の居場所・子どものクールダウンスペースなど、様々な用途に活用できるマルチルームを設置します。

教職員の職場環境としては、教職員が休憩や打ち合わせ、個別作業ができるスペースを設置します。また、これまで校長室や職員室で行われてきた来校者への対応ができる応接室、ロビー等を設置し、職員室との分離を図ります。ゆとりある職員スペースの整備により、教職員の心にゆとりを持てる職場環境として、先生の姿が身边に感じられる空間を目指します。

加えて、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入、カーボンニュートラル化への対応等、公共施設として必要な水準を満たしていきます。

3 地域とともにある学校

将来的に地域と連携する学校の姿という視点で整理しました。

コミュニティ・スクールについては、本市が目指す「学校、家庭、地域が子どもたちの豊かな心を育成するために連携・協力する『地域とともにある学校づくり』」の拠点として、学校施設内に区画や出入り口を分け、活動拠点となるスペースを設けます。

また、植樹などにより校庭を緑化し、子どもたちと地域ボランティアが一緒に果実を育て収穫を楽しむなどの、新たな学校と地域の交流の形についても検討を進めます。

他の公共施設との集約化・複合化では、学校施設に地域に必要な機能を持たせることにより、

多世代との交流の場を目指します。また、児童生徒とボランティアの交流や、日本の文化や伝統を学ぶ場、国際交流の場としても活用できる和室を複合化した施設に設置します。一方で、安全・安心な学校は基本であり、区画や動線を分け、入口で来校者への声掛けを行う等、学校の安全管理・セキュリティを確保する必要があります。

学校は、避難場所・避難所に指定されていることから、地域と連携の下、安全・防災教育の充実を図るとともに、施設の整備時には、避難場所・避難所の役割について、担当部署と検討します。

2. 方針実現のための指針・基準

本方針に基づき魅力ある学校づくりを実現するためには、本方針の解釈が統一されるよう一定の基準を定め、着実に進める必要があります。そこで、本節では、本方針の実現に向けて考慮すべき国の基準を整理するとともに、座間市として独自に定めることのできる指針を整理します。

(1) 望ましい学校規模

① 国の基準

国は、小学校の標準的な学級数について、学校教育法施行規則第41条において以下のように定めています。

また、中学校の標準的な学級数については、同施行規則第79条において、同条を準用することとしています。

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

- ・同第79条において中学校にも準用

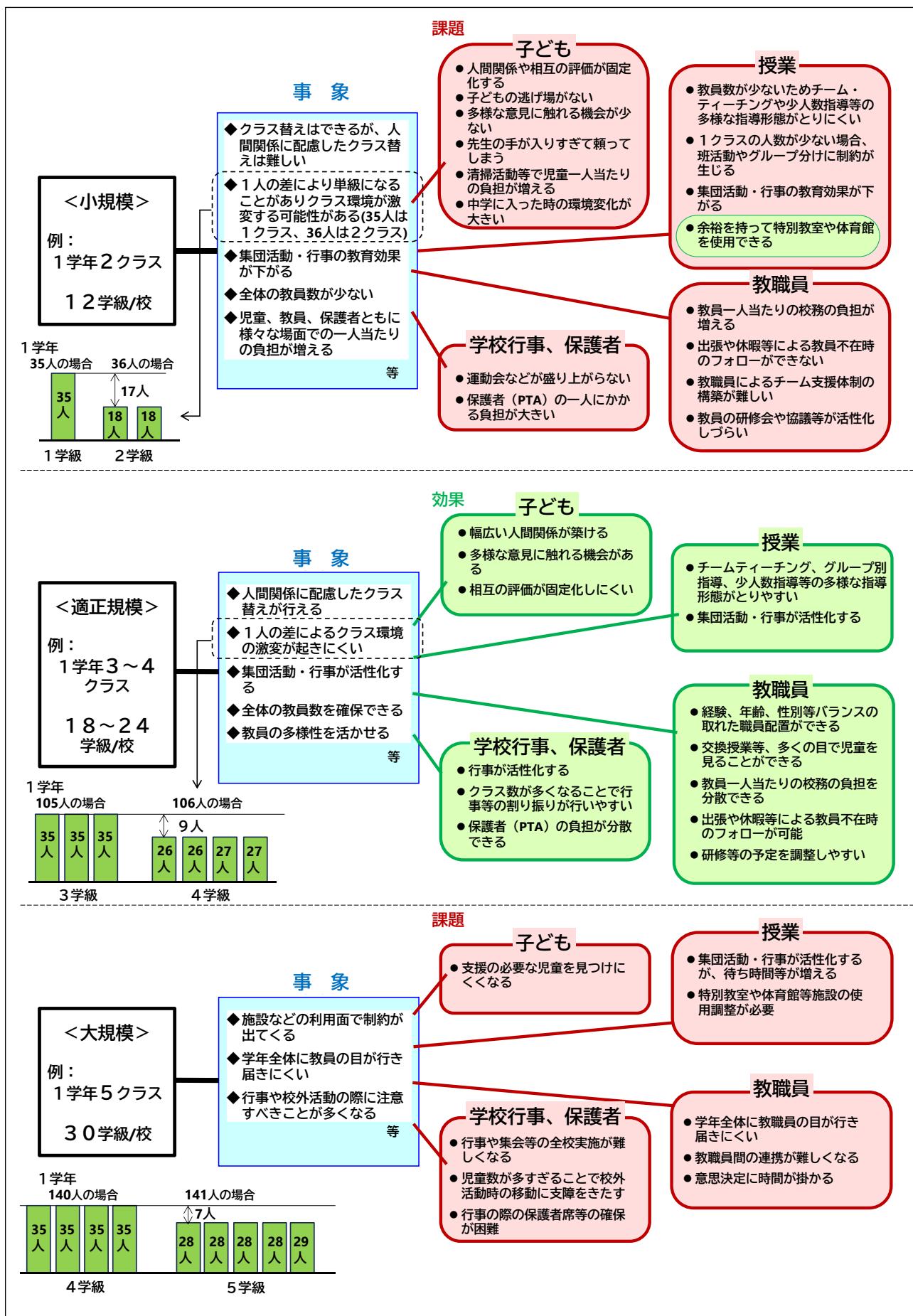
平成27年（2015年）1月に文部科学省より公表された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、この条文について「学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。」としており、本市の教育環境の実情に応じた「望ましい学校規模の設定」が求められています。

② 学校規模等による事象と課題の整理

図表4-2、4-3は、小学校・中学校ごとに、学校規模によって起きる事象と、それに伴う課題などを、検討委員会での意見や、令和4年度に本市が実施したアンケート結果などから、子ども／授業／教職員／学校行事・保護者など4つの視点で整理したものです。

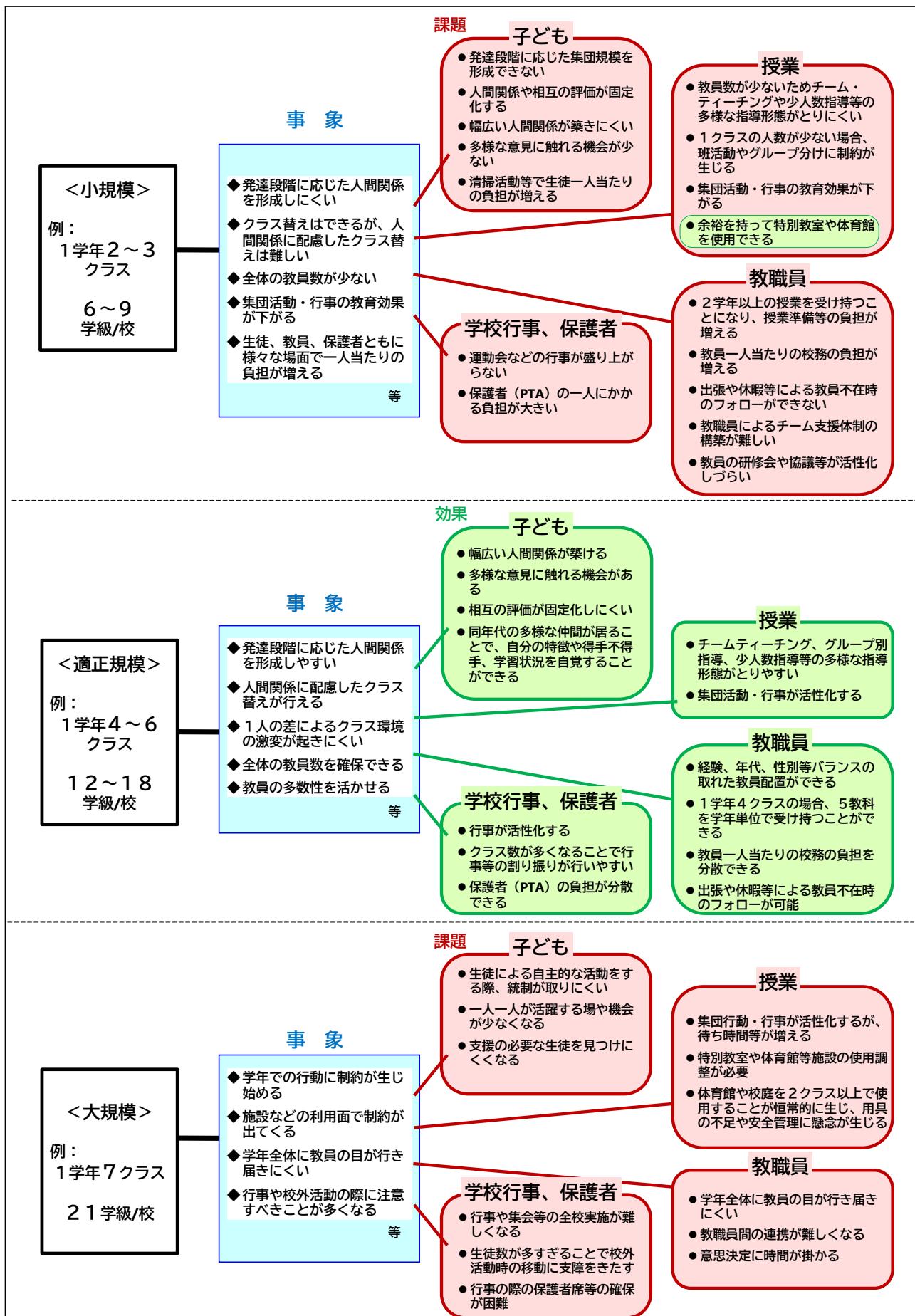
● 小学校

図表 4-2 学校規模による事象・課題等の整理（小学校）



● 中学校

図表 4-3 学校規模による事象・課題等の整理（中学校）



小学校の場合には、図表4-2で小規模の例とした1学年2学級の学校では、「クラス替えはできるが、人間関係に配慮したクラス替えが難しい」「学年児童数が1人異なることによるクラス環境が激変する可能性がある」「全体の教員数が少ない」などの事象が起きます。これによる課題として、子どもにとっては「人間関係や相互の評価が固定化してしまう」「逃げ場がない」「多様な意見に触れる機会が少ない」といったことが、授業の面では「チーム・ティーチングや少人数指導等の多様な指導形態がとりにくい」「班活動やグループ分けに制約が生じる」などの課題があります。一方で「余裕持って施設を使用できる」といった良い面もあります。教職員にとっては「先生一人当たりの校務の負担が増える」「出張や休暇等による教員不在時のフォローができない」「教職員によるチーム支援体制の構築が難しい」ことが挙げられます。

適正規模である1学年3～4学級になると、「人間関係に配慮したクラス替えが行える」「全体の教員数を確保できる」「学年児童数が1人異なることによるクラス環境の激変が起きにくい」といった効果が現れます。子どもにとっては「幅広い人間関係が築ける」「多様な意見に触れる機会がある」「相互の評価が固定しにくい」ことにつながります。授業では、「多様な指導形態がとりやすい」「集団活動・行事が活性化する」ことができます。また、教職員にとっては「経験や年代等、バランスの取れた職員配置ができる」「多くの目で児童を見ることができる」「先生一人当たりの校務の負担を分散できる」ようになります。

一方で、大規模の例とした1学年5学級になると、「学年全体に教員全体の目が行き届きにくくなる」といった事象が生じ、授業の面で「特別教室等の使用調整が必要」になったり、学校行事では「人数が多くて校外活動時の移動に支障をきたす」ようになったりするなど、新たな問題も出てきます。

中学校の場合には、規模による課題や効果は小学校と重なる部分が多いですが、中学校に特有の事象等が発生します。

図表4-3で小規模の例とした1学年2～3学級の場合、全体の教員数が少なく、「教員一人当たりの業務負担が増える」という事象が生じます。1つの学校が抱える業務量は大きく変わらないため、3学級の場合は教職員の業務負担が増加します。

適正規模である1学年4～6学級の場合、「発達段階に応じた人間関係を形成しやすい」ことが事象となり、教職員の面では1学年4クラスの場合は「5教科を学年単位で受け持つことができる」といったメリットもあります。子どもの面では、「幅広い人間関係が築ける」「多様な意見に触れる機会がある」「同年代の多様な仲間が居ることにより様々な自覚ができる」ことなどが効果として挙げられます。

こうしたことから、学級数は多すぎても少なすぎても問題で、本市の実情に合った望ましい学校規模を定める必要があると考えられます。

③ 座間市の望ましい学校規模

本市が考える望ましい学校規模とは、児童生徒にとっては、人間関係や相互の評価が固定化にくく、さらに多様な意見に触れる機会が得やすいなど、教育活動の質が維持される児童生徒数が保たれている規模であると考えます。また、教職員にとっては、経験年数、専門性等のバランスの取れた教職員配置がしやすく、教員の資質や多様性を活かせることができる規模であると考えます。中学校では、3学級以下の場合、教員の定数が少なくなってしまうため、業務量が増加することが懸念されます。

これらの視点から、小規模でも大規模でもデメリットが大きくなってしまうことを踏まえ、本市における望ましい学校規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」とし、児童生徒の発達

段階を考慮した基本的な考え方を以下のとおりとします。

- ・ 小学校：1学年あたり3学級から4学級（1校あたり18学級から24学級）
- ・ 中学校：1学年あたり4学級から6学級（1校あたり12学級から18学級）

（2）望ましい学校配置

① 国の基準

● 通学距離

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、公立小・中学校の通学距離について、「小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

● 通学時間

また、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、スクールバスや公共交通機関を活用した自治体の事例が増えていることを踏まえ、通学時間の観点からも各市町村の基準をもとにした検討を行っています。この結果では、「おおむね1時間以内」を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。

② 座間市の許容する通学距離、通学時間

本市の市域は、東西5.3キロメートル、南北4キロメートルであり、コンパクトな自治体であることを踏まえ、通学距離については以下のとおりとします。

通学距離については、現在の市内の最長の通学距離（小学校約2.2km、中学校約2.5km）をおおむねの許容範囲とし、範囲を超える場合には、隣接する学区での選択制や中学校での自転車通学などについて検討する。基準は一律に適用するものではなく、学区外通学等の特別な事情がある場合には、柔軟に対応していく。

③ 小・中学校区の整合及び地域社会との関係

子どもたちの人間関係づくりや小・中連携教育を進めていくために、通学区域の見直しを行う場合には、一つの小学校からは全員が同じ中学校に進学できるように可能な限り小・中学校区の整合を図るものとします。

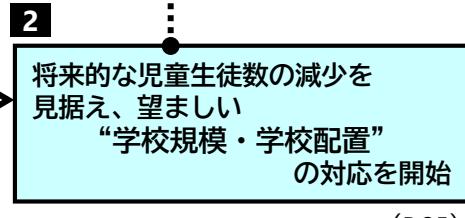
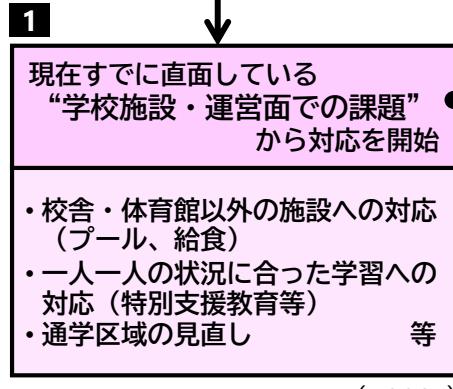
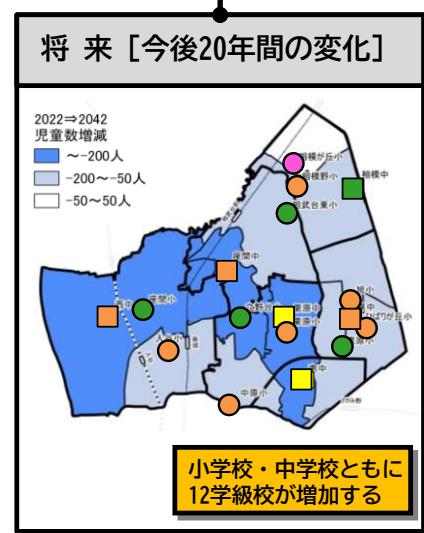
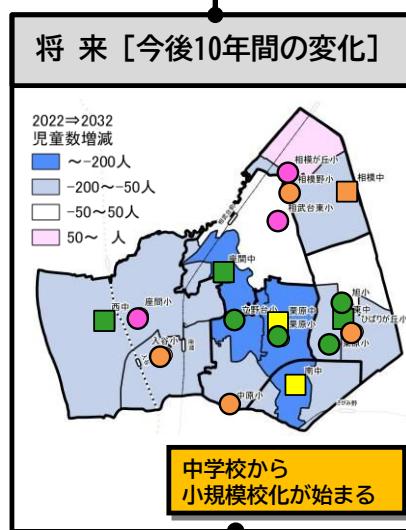
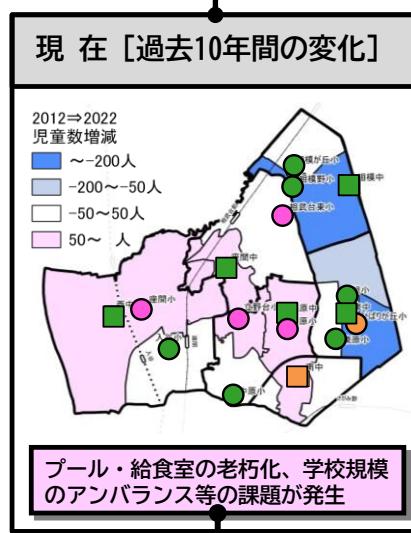
また、学校は地域の方々にも支えられながら運営しているため、学区は原則として地区に基づいて設けるものとし、地域における様々な活動との関係にも可能な限り配慮します。

3. 方針実現のための方策

児童生徒数・学級数の推計の結果、本市では、10年後には中学校から小規模校化が始まり、小学校についても学級数減少により20年後には12学級校が増加する見込みです。このため、将来の児童生徒数・学級数の減少を見据えた対応が必要です。

図表4-4 座間市立学校の学級数将来推計

中学校区名	小・中学校名	現在 (2022年時点)										10年後										(学級数)					
		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043						
西中学校	座間小	23	25	25	26	25	24	24	23	22	21	20	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18					
	入谷小	15	14	15	15	15	14	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
	西中	15	16	16	16	15	15	15	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
座間中学校	相武台東小	19	19	20	21	22	23	23	23	23	23	23	23	24	23	22	21	20	20	19	18	18	18				
	座間中	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	16	16	15	15	15	15	14	13	13	12	12					
栗原中学校	栗原小	23	21	21	21	20	18	17	17	16	15	14	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12				
	立野台小	22	23	22	22	21	20	19	18	18	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18				
	中原小	14	15	16	16	16	15	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
	栗原中	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9				
南中学校	南中	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	9	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9				
	ひばりが丘小	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
東中学校	東原小	18	18	18	19	18	17	17	16	15	14	13	13	13	12	12	12	12	13	13	15	15	15				
	旭小	15	16	17	16	15	15	15	14	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
	東中	15	15	15	15	15	14	14	14	15	14	13	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12				
相模中学校	相模野小	16	14	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
	相模が丘小	18	18	18	18	18	19	18	19	20	21	22	23	24	24	24	24	24	23	22	21	20	20				
	相模中	15	15	15	15	15	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	15	15				



小	中	普通学級数
●	●	19学級以上
●	●	13～18学級
●	●	12学級
●	●	11学級以下

(1) 望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策

本市の学校配置や児童生徒数の現状から、各小・中学校を望ましい学校規模の範囲に近づける対応策としては、以下の方法があります。今後、人口減少に伴う児童生徒数の減少が予測される中で、学校の適正規模・適正配置について検討する時期が到来した場合には、「望ましい学校規模」に照らし合わせながら、地域の実情に応じて最適な対応策を検討します。

図表 4-5 望ましい学校規模の範囲に近づける対応策

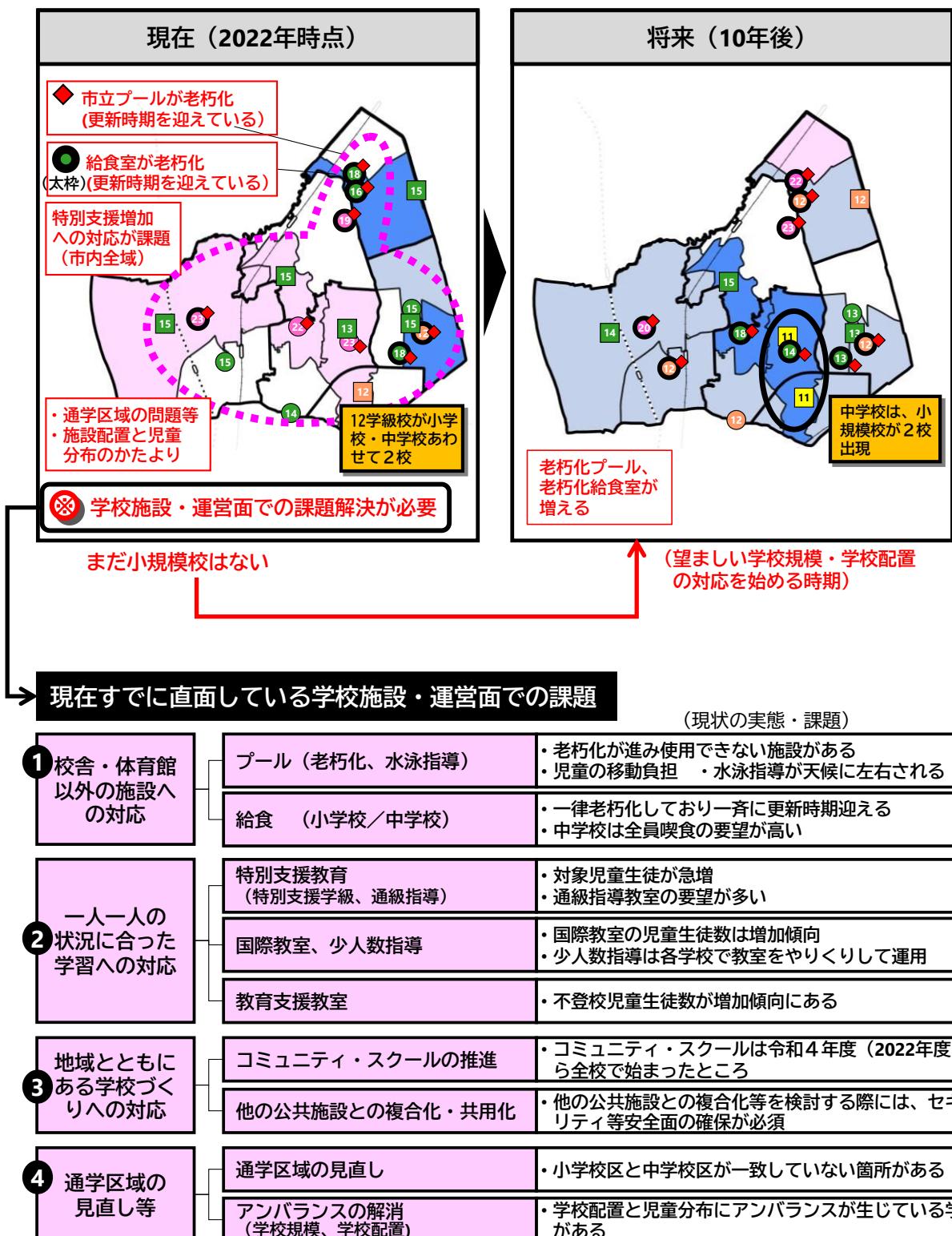
対応策		対応策の詳細
通学区域の見直し		通学区域を見直す。
統合等	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
学校選択制	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接区域内の希望する学校に就学を認めるもの。
	特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。
	特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住するものについて、学校選択を認めるもの。
校舎の増改築		既存校舎に増築又は改築。

(2) 学校施設及び運営面での共通課題に対する対応策

特別支援教育のニーズの増加への対応や今後の水泳指導、学校給食のあり方、コミュニティ・スクールなどは、個々の学校単位で解決できるものばかりではなく、市全体・学校全体で改善検討する必要があるものも多くあります。なお、これらの共通課題の中には、今後の児童生徒数・学級数の減少を待たずに検討に取り掛かれるものもあります。

各項目についての現状と課題は第2章で整理していますが、将来の児童生徒数・学級数の変化に応じ、望ましい学校規模や学校配置の検討とあわせて、図表4-7に示す対応策に沿った対応を検討します。

図表4-6 学校施設及び運営面での共通課題



図表 4-7 学校施設及び運営面での共通課題に対する対応策

共通課題	これからの姿（対応策）
プール	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の座間市立小学校の水泳指導は、市内や近隣市の民間屋内プールで実施していくこととし、市立プールからの段階的な移行により実現を図る。 ● 移行期間中は、市立プールの利用を併用する。
給食	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校給食は自校方式を継続する。校舎の施設更新があった場合には、一緒に更新する。 ● 中学校給食は全員喫食を目指すこととする。センター方式等での実現の可能性を探る。
特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 合理的な配慮に対する理解が進むにつれて対応が増えていくことが予想されるため、全ての児童生徒に必要な支援が行き渡るよう、引き続き対応する。 ● 情緒通級指導教室については、小学校全校での設置を目指し、中学校では、対象生徒が在籍する学校への巡回式による情緒通級指導教室設置についても検討する。
少人数指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 少人数指導をはじめ、多様な学習形態を取り入れて学習活動を展開できるように、施設の更新時には、間仕切りで区切ることができる 1.5～2 教室分のフレキシブルな（柔軟性のある）教室を各階に設置する。
国際教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導が必要な児童生徒が増えた場合には、施設の更新時に設置する間仕切りで区切ることができる 1.5～2 教室分のフレキシブルな（柔軟性のある）教室を活用し対応する。
教育支援教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間のフリースクール等との連携や、他の公共施設を活用した分教室等の確保についても検討する。
コミュニティ・スクール	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日等に活動できるよう、学校施設と区画や出入り口を分けることが可能な活動拠点となるスペースを設ける。
他の公共施設と集約化・複合化	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設に地域に必要な機能を持たせて、地域に開かれた学校にする。 ● 学校で対応しきれない部分（施設管理等）を地域に移管したり、逆に地域に必要な機能を学校で提供したりするなど、お互いにメリットを感じられる複合化の組合せについて検討する。 ● 他の公共施設と複合化を行う場合には、区画や動線を分け、学校の安全管理に留意する。

第5章 推進に向けて

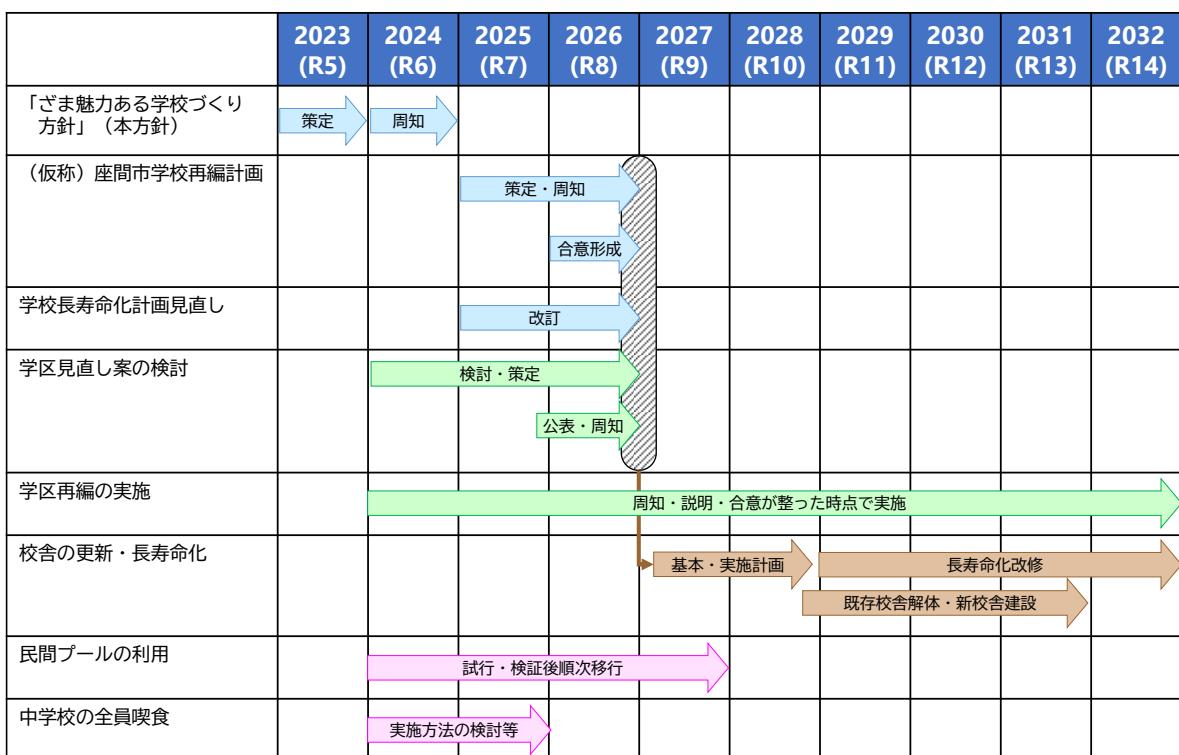
1. 今後の取組の進め方

令和6年度以降は、本方針を受けていくつかの取組を並行して進めます。

1つは、本方針に基づき中学校区ごとの将来的な学校の在り方を整理する「(仮称) 座間市学校再編計画」の策定と、連動する計画である「学校施設長寿命化計画」の見直しです。また、既に同一中学校区内で学校規模にアンバランスが生じている地域については、(仮称) 座間市学校再編計画の策定より先行して、通学区域見直しの検討を開始します。

そのほか、水泳指導の民間施設利用に向けた具体的な取組や、中学校給食の全員喫食実現に向けた具体的な方策などについては、教育委員会事務局の所管課を中心に検討を進めます。

図表 5-1 今後の取組の進め方（案）



2. 部局横断的な連携・推進体制の検討

今後、本方針に基づく取組の推進に向けては、学区の変更などに伴う地域調整、学校施設内にある子育て関連施設等教育委員会の所管外の施設に関する調整、さらには都市計画、公共施設マネジメントや財政を担う部局との調整など、市長部局とも様々な調整、連携が必要な場面が想定されます。

そのため、教育委員会事務局に新たな担当部署を設置し、学区再編・学校施設再整備・地域との合意形成・市長部局との調整等を推進します。市長部局とは、総合政策課及び資産経営課、ファシリティマネジメント推進委員会等において、総合計画や公共施設再整備計画等と調整、連携しながら進めることを検討します。

3. 留意事項

① 関係者（学校、保護者、地域）との連携

取組の推進にあたっては、今後、本市の小・中学校の児童生徒数の動向や、施設の老朽化状況等学校の現状など関連する情報を発信し、学校、保護者、地域と情報共有するとともに、関係者との間で意見交換を行うなど、合意形成を進めます。また、新たな計画策定に際しては、意見・要望を反映できるよう、市民参加の機会を設けながら検討を進めます。

② 魅力ある学校の見える化

小規模校の教育上の課題や学校規模の適正化による教育条件の改善は、学校関係者や保護者には認識されている事柄ですが、必ずしもイメージしやすいものではありません。このため、市民に対して、課題の見える化と効果の見通しの共有を積極的に進め、本方針が示している「魅力ある学校」の実現に向けた計画策定の必要性の理解を求めていきます。

③ 避難場所・避難所としての役割

学校施設は地域住民の避難場所や避難所としての役割を担っていることから、今後も関連部署と調整・連携しながら、必要な機能等を維持・整備します。

④ 継続的な見直し（継続的に将来推計を実施しながら、柔軟に対応する）

本方針は、令和4年（2022年）時点で推計した人口推計を基に作成していますが、将来の人口動向は、マンション等大規模な住宅開発の動向や鉄道交通等の利便性向上、社会情勢等の変化により大きく変化することも起こり得ます。このため、児童生徒数・学級数の将来推計を継続的に実施し、推計結果を参考にしながら優先順位を変更する等、柔軟な対応を行います。

